

香芝市地域防災計画

資料編

令和7年1月修正

香芝市防災会議

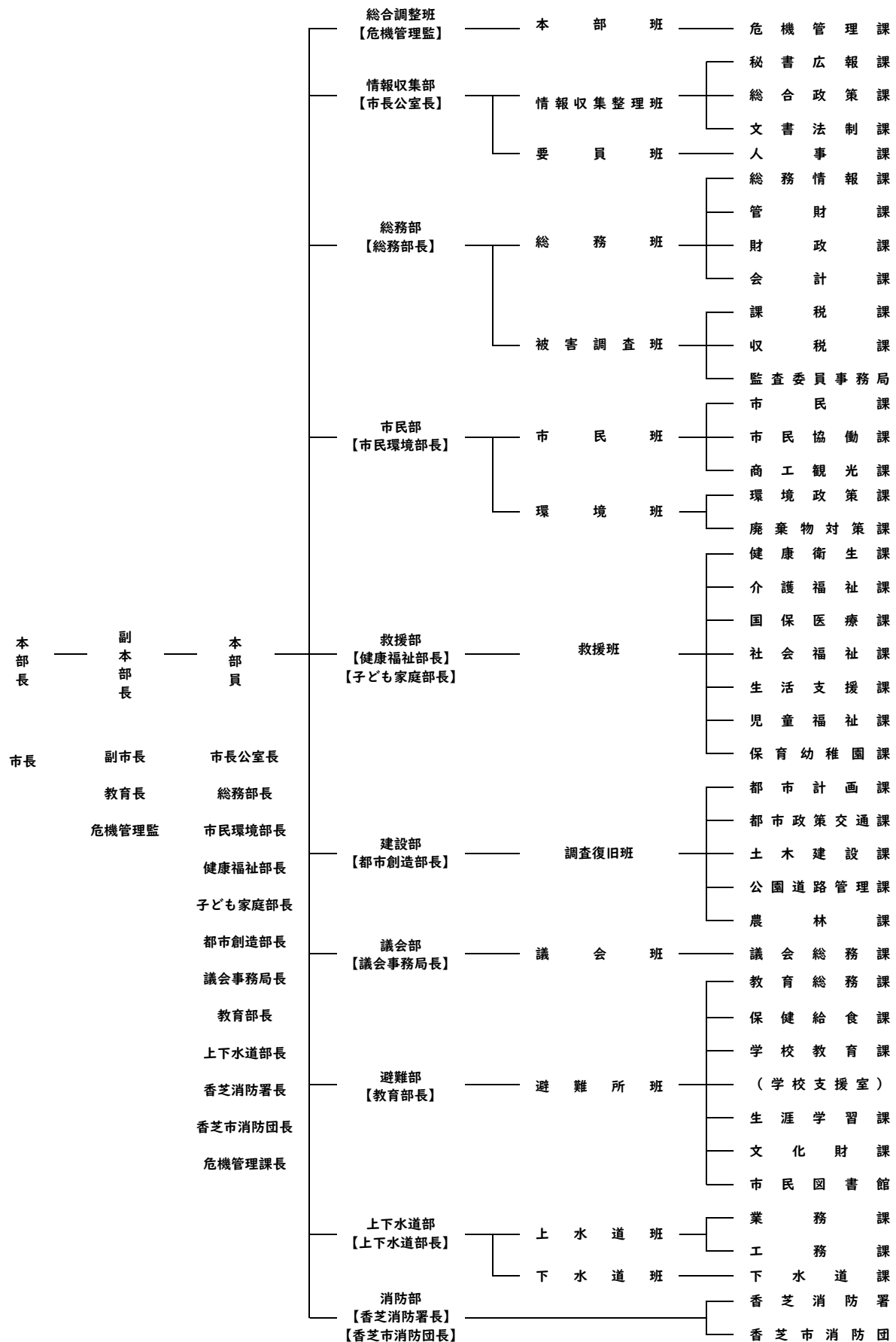
資料編

1 災害対策本部関係	1
1-1 香芝市災害対策本部組織表	1
1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表	2
1-3 香芝市災害対策本部動員表(地震、風水害)	6
2 消防関係	8
2-1 危険物施設一覧	8
2-2 消防団数	8
2-3 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防車両配置状況	9
2-4 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防主力機械・特殊資機材	9
3 被害状況関係	10
3-1 応急被災状況報告書	10
3-2 被害状況調査書	11
3-3 被害状況調査報告書	14
3-4 災害概況即報(第4号様式(その1))	20
3-5 被害状況即報(第4号様式(その2))	22
3-6 災害年報(第3号様式)	24
3-7 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	26
4 輸送関係	30
4-1 緊急通行車両等事前届出書	30
4-2 緊急通行車両等確認申出書	31
4-3 標章及び緊急通行車両確認証明書	32
4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場	33
5 災害注意施設関係	34
5-1 医療機関名一覧	34
5-2 指定文化財一覧	36
6 飲料水・食料・生活必需品関係	41
6-1 応急給水用機械器具及び水道事業防災機器施設等保有状況	41
6-2 災害用備蓄物資一覧	42
7 災害時応援関係	45
7-1 災害時応援協定締結一覧	45
7-2 公用令書	51
8 避難関係	54
8-1 一時避難地一覧	54
8-2 指定緊急避難場所一覧	55
8-3 指定一般避難所一覧	56
8-4 指定福祉避難所一覧	56

8-5 都市公園等の整備	58
9 自衛隊派遣依頼関係	61
9-1 自衛隊派遣依頼書及び撤収依頼書	61
10 被災者支援関係	63
10-1 被災者生活再建支援制度の概要	63
10-2 罹災証明書	66
10-3 罹災届出証明書	72
10-4 被災証明書	73
10-5 被災者台帳	74
10-6 避難行動要支援者名簿	80
11 自然条件・災害履歴	84
11-1 奈良県の被害地震	84
11-2 市における近年の風水害	85
12 危険箇所関係	86
12-1 各河川の洪水浸水想定区域図	86
(1) 葛下川洪水浸水想定区域図(全体図)	86
(2) 原川洪水浸水想定区域図	87
(3) 尼寺川洪水浸水想定区域図	88
(4) 平野川洪水浸水想定区域図	89
(5) 竹田川洪水浸水想定区域図	90
(6) すがる川洪水浸水想定区域図	91
(7) 鳥居川洪水浸水想定区域図	92
(8) 初田川洪水浸水想定区域図	93
(9) 熊谷川洪水浸水想定区域図	94
(10) 滝川洪水浸水想定区域図	95
(11) 岩谷川洪水浸水想定区域図	96
12-2 土砂災害警戒区域	97
12-3 山地災害危険地区	104
12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧	105
12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧	113
参考	114
1. 香芝市防災会議条例	114
2. 香芝市災害対策本部条例	117
3. 災害対策基本法(抄)	118

Ⅰ 災害対策本部関係

Ⅰ-Ⅰ 香芝市災害対策本部組織表



1-2 香芝市災害対策本部所掌事務表

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
総合調整部	本部班 (危機管理課)	1. 本部の設置・運営及び庶務並びに総合企画に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 4. 各部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 5. 国及び県への連絡・報告に関すること。 6. 自衛隊及び関係機関等への応援要請に関すること。 7. 臨時ヘリポートの開設に関すること。 8. 避難情報の発令に関すること。 9. 災害救助法、激甚災害等の適用手続に関すること。 10. 情報網の確保及び通信機器の管理に関すること。 11. 支援・受援体制の整備に関すること。 12. 被災者の生活確保、再建支援等に関すること。 13. その他各部に属さない事務の調整に関すること。
情報収集部 (市長公室)	情報収集整理班 (秘書広報課) (総合政策課) (文書法制課)	1. 被害情報、災害情報及び気象情報の収集及び集約に関すること。 2. 各部、各機関から収集、集約した情報の伝達に関すること。 3. 災害広報の伝達及び広聴活動に関すること。 4. 被害状況の記録に関すること。 5. 総合調整部本部班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	要員班 (人事課)	1. 被災職員の調査(安否確認)に関すること。 2. 各部間の応援動員及び人員調整に関すること。 3. 職員の食糧の確保及び配給に関すること。 4. 職員及び派遣職員の宿舍、給与に関すること。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
総務部 (総務部)	総務班 (総務情報課) (管財課) (財政課) (会計課)	1. 来庁者等の安全確保に関すること。 2. 災害に関する財政・出納等に関すること。 3. 市有施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4. 公用車両の確保及び配車に関すること。 5. 義援金の受領・管理及び配布に関すること。 6. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	被害調査班 (課税課) (収税課) (監査委員事務局)	1. 一般民家の被害状況の調査、収集及び報告に関すること。 2. 罹災証明等の発行及び被災者台帳の作成に関すること。 3. 交通機関の被害調査に関すること。 4. 市税の減免等の生活相談に関すること。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
市民部 (市民環境部)	市民班 (市民課) (市民協働課) (商工観光課)	1. 応急食糧の調達、配給に関すること。 2. 炊き出し協力要請に関すること。 3. 商工業の被害調査及び復旧に関すること。 4. 災害に関する香芝市商工会との連絡調整に関すること。 5. 災害に関するシルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6. 災害に関する文化施設の指定管理者との連絡調整に関すること。 7. 災害に関する自治会との連絡調整に関すること。 8. 観光客の支援に関すること。 9. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
	環境班 (環境政策課) (廃棄物対策課)	1. 臨時ゴミ収集に関すること。 2. 臨時し尿収集に関すること。 3. 遺体の収容・埋火葬に関すること。 4. 災害に関する香芝・王寺環境施設組合との連絡調整に関すること。 5. 愛がん動物の収容対策に関すること。 6. 災害廃棄物の処理対策に関すること。 7. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
救援部 (健康福祉部) (子ども家庭部)	救援班 (健康衛生課) (介護福祉課) (国保医療課) (社会福祉課) (生活支援課) (児童福祉課) (保育幼稚園課)	1. 救援物資等の輸送に関する事。 2. 救援物資の受入配分並びに管理に関する事。 3. 被服、寝具その他生活必需品の調達、配給に関する事。 4. ボランティアの受入体制の確立に関する事。 5. 防疫活動に関する事。 6. 医療・助産活動に関する事。 7. 医薬品等の確保に関する事。 8. 医療機関、医師会等との連絡調整に関する事。 9. 医療救護所の設置・運営に関する事。 10. 医療救護班の編成及び出動計画に関する事。 11. 避難行動要支援者(要配慮者)の被災情報等の収集、避難等の支援に関する事。 12. 帰宅困難者の支援に関する事。 13. 被災者の健康管理に関する事。 14. 飲料水及び食品の衛生管理に関する事。 15. 災害に関する社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 16. 災害弔慰金の支給等に関する事。 17. 保育・教育にかかる指定管理者及び民間事業者の安全・安否確認、被害状況の調査に関する事。 18. 児童福祉施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 19. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
建設部 (市民環境部) (都市創造部)	調査復旧班 (都市計画課) (都市政策交通課) (土木建設課) (公園道路管理課) (農林課)	1. 緊急輸送道路の被害状況調査及び復旧に関する事。 2. 道路交通情報の収集に関する事。 3. 交通規制の実施に関する事。 4. 被災建築物応急危険判定に関する事。 5. 被災宅地危険度判定に関する事。 6. 道路、河川、橋りょう、公園等、公共施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 7. 農林業の被害調査及び復旧に関する事。 8. 災害用資機材の確保及び輸送に関する事。 9. 被害(復旧)状況の記録に関する事。 10. 住宅内の障害物の除去に関する事。 11. 応急仮設住宅の建設に関する事。 12. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

部(担当部)	班(担当課)	所 掌 事 務
議会部 (議会事務局)	議会班 (議会総務課)	1. 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関する事。 2. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
避難部 (教育部)	避難所班 (教育総務課) (保健給食課) (学校教育課) (学校支援室) (生涯学習課) (文化財課) (市民図書館)	1. 園児・児童・生徒の安全・安否確認、健康管理に関する事。 2. 学校教育施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 3. 社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 4. 教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6. ボランティア活動の支援に関する事。 7. 被災学校における授業の応急措置に関する事。 8. 災害に関する体育施設の指定管理者との連絡調整に関する事。 9. 文化財及び所管施設の被害状況調査及び県との調整に関する事。 10. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。 11. 学校教育施設内における児童福祉施設の被害状況調査に関する事。
上下水道部 (上下水道部)	上水道班 (業務課) (工務課)	1. 上水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。 2. 飲料水の供給に関する事。 3. 水質検査に関する事。 4. 県水道局等との連絡調整に関する事。 5. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
	下水道班 (下水道課)	1. 下水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。 2. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
消防部 (香芝消防署) (香芝市消防団)		1. 水・火災、その他災害処理、救出・救助活動に関する事。 2. 奈良県広域消防組合との連絡に関する事。 3. 職員及び団員の動員に関する事。 4. 避難者の誘導に関する事。 5. 火災による被災証明書の発行に関する事。 6. 情報収集部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

※ 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長(市長)の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長(消防長)の指揮命令の下で、災害に対処する。

1-3 香芝市災害対策本部動員表（地震、風水害）

香芝市災害対策本部動員表（地震）

部	班	課	災害警戒体制	災害対策本部		
			警戒配備	1号動員	2号動員	
			震度4	震度5弱	震度5強	
総合調整部	本部班	危機管理課	100%	100%	100%（自主参集）	
情報収集部	情報収集 整理班	秘書広報課	主幹級以上	50%		
		総合政策課				
		文書法制課				
要員班	人事課					
総務部	総務班	総務情報課	部長級以上			
		管財課				
		財政課				
		会計課				
	被害調査班	課税課				
		収税課				
監査委員事務局						
市民部	市民班	市民課	主幹級以上			
		市民協働課				
		商工観光課				
	環境班	環境政策課	部長級以上			
廃棄物対策課						
救援部		救援班				健康衛生課
	介護福祉課					
	国保医療課					
	社会福祉課					
	生活支援課					
	児童福祉課					
	保育幼稚園課					
	建設部					調査復旧班
都市政策交通課						
土木建設課						
公園道路管理課						
農林課						
議会部	議会班	議会総務課				
避難部	避難所班	教育総務課				
		保健給食課				
		学校教育課				
		（学校支援室）				
		生涯学習課				
		文化財課				
		市民図書館				
		上下水道部				上下水道班
工務課						
下水道班	下水道課					
消防部		香芝消防署	担当課長			係長級以上
		香芝市消防団	団長			100%

注）幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く

＊ 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長（市長）の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長（消防長）の指揮命令の下で、災害に対処する。

香芝市災害対策本部動員表(風水害)

部	班	課	災害警戒体制		災害対策本部		
			第1警戒配備	第2警戒配備	1号動員	2号動員	3号動員
総合調整部	本部班	危機管理課	主幹級以上	100%	100%	100%	100%
情報収集部	情報収集 整理班	秘書広報課	部長級 以上	課長級以上	25%	50%	
		総合政策課					
		文書法制課					
	要員班	人事課					
総務部	総務班	総務情報課					
		管財課					
		財政課					
		会計課					
	被害調査班	課税課					
		収税課					
		監査委員事務局					
		市民部					
市民協働課							
商工観光課							
環境班	環境政策課						
	廃棄物対策課						
救援部	救援班	健康衛生課					
		介護福祉課					
		国保医療課					
		社会福祉課					
		生活支援課					
		児童福祉課					
		保育幼稚園課					
		建設部					
都市政策交通課							
土木建設課	課長級以上		100%	100%	100%		
公園道路管理課							
農林課							
議会部	議会班	議会総務課	部長級 以上	課長級以上	25%	50%	
避難部	避難所班	教育総務課					
		保健給食課					
		学校教育課					
		(学校支援室)					
		生涯学習課					
		文化財課					
		市民図書館					
		上下水道部					
工務課							
下水道班	下水道課						
消防部		香芝消防署	担当課長		係長級以上		
		香芝市消防団	団長		100%	100%	100%

注) 幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く

* 香芝消防署は、香芝市災害対策本部長(市長)の要請に基づき、奈良県広域消防組合の対策本部長(消防長)の指揮命令の下で、災害に対処する。

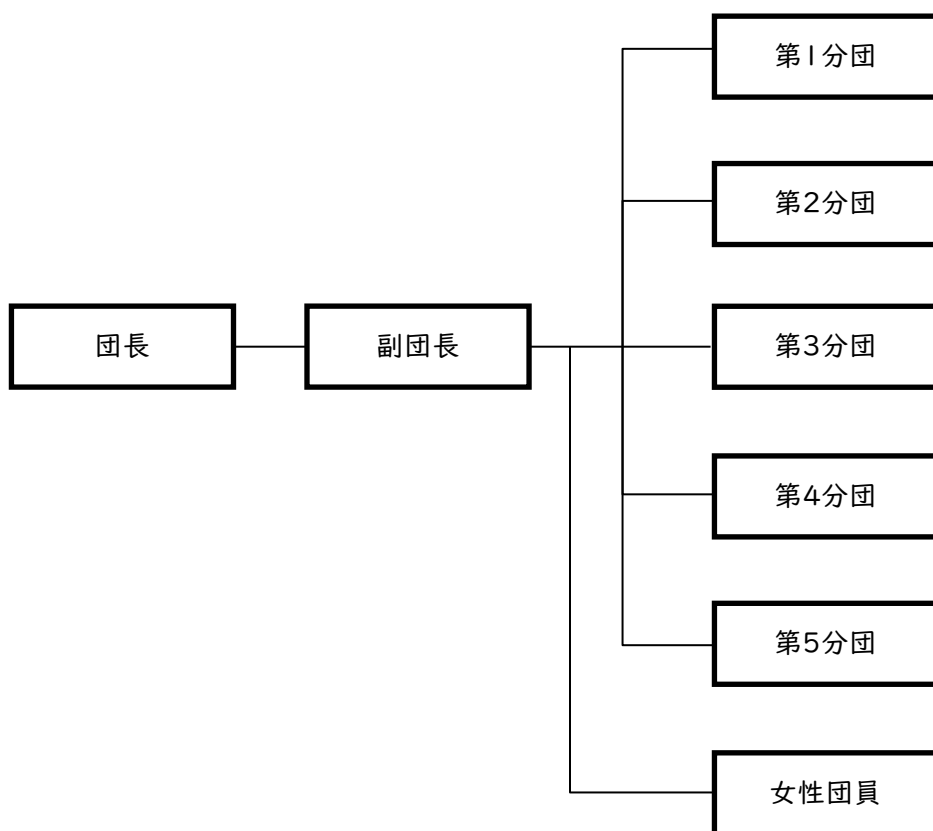
2 消防関係

2-1 危険物施設一覧

(令和6年12月31日現在)

施設別 署(市町村)別		施設 総数	製造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 1 種 販 売	第 2 種 販 売	一 般
香 芝 消 防 署	香芝市	46		8	1	1	13		6		13			4

2-2 消防団数



2-3 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防車両配置状況

(令和6年12月13日現在)

車両名	台数
普通ポンプ車	1
水槽付ポンプ車	0
化学車	1
はしご式はしご車	1
高規格救急車	3
救急車	0
救助工作車	1
指揮車	1
搬送車	1
広報車	1
作業車	1

2-4 奈良県広域消防組合香芝消防署の消防主力機械・特殊資機材

(令和6年12月13日現在)

機械名	数量
小型動力ポンプ	1台
耐熱服	2式
耐電衣	2式
防毒衣	15式
防塵マスク	17式
保護メガネ	5式
空気呼吸器	22式
ガス・酸素等測定器	2式
車載用消火器(粉末)	11本
泡消火薬剤 (マルチA 20㍓) (ミラクルフォーム 50㍓)	70㍓
油吸着剤(ACライト)	6袋

3 被害状況関係

3-1 応急被災状況報告書

年 月 日	
応急被災状況報告書	
報告者 所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____	
情報入手方法：_____ 情報入手時間：_____ 日 _____ 時 _____ 分	
報告場所	私見等
報告要旨	
死傷者 死者 人 行方不明者 人 負傷者 人 (重傷者 人 軽傷者 人) 計 人 住家 全壊 棟 (全焼 棟 全流出 棟) 大規模半壊 棟 中規模半壊 棟 半壊 棟 (半焼 棟) 準半壊 棟 一部損壊 棟 計 棟 床上浸水 棟 床下浸水 棟 計 棟 非住家 (住家以外の建物のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。) 全壊 棟 半壊 棟 計 棟	
概要図	
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡、行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の明示等を図示して下さい。	

3-2 被害状況調査書

年 月 日

被害状況調査書（人的被害・住家等の被害）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）

調査日時

被害の状況

人的被害		住家等の被害							非住家の被害	
死 者	人	全 壊	棟	世帯	半 壊		棟	世帯	非住家 全壊	棟
行方不明者	人	全 焼	棟	世帯		半 焼	棟	世帯	非住家 半壊	棟
負 傷 者	人	全流出	棟	世帯	準半壊		棟	世帯		
重傷者	人	大規模半壊	棟	世帯	一部損壊		棟	世帯		
軽傷者	人	中規模半壊	棟	世帯	床上浸水		棟	世帯		
					床下浸水		棟	世帯		
人的被害計	人				住家等計		棟	世帯	非住家計	棟

救急・救助活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。）

・被害を受けた場所と被害を受けていない場所を明記すること。

年 月 日

被害状況調査書（公共土木施設・ライフライン等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）	調査日時
-----------	------

被害の状況		調査項目（該当する項目に○をつける）
		・ 道路、橋りょう ・ 河川、水路、ため池 ・ 田畑 ・ 山地災害危険地区等 ・ 上水道施設 ・ 下水道施設 ・ その他 （ ）

応急対策活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。） ・ライフラインについては、被害箇所とともに、供給が可能な区域と不可能な区域を区分すること。

年 月 日

被害状況調査書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

施設名称	調査日時
------	------

被害の状況	
-------	--

応急対策活動の状況

概要図 ・建築物の被害状況だけでなく、塀や柵、フェンス、高木等の倒壊の有無についても記載すること。 ・また、周辺の道路状況等を含め、当該施設へのアプローチの可否についても記載すること。
--

3-3 被害状況調査報告書

年 月 日

被害状況調査報告書(人的被害)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	氏名	性別	年齢	住所	備考

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 死 者
2. 行方不明者
3. 負傷者

年 月 日

被害状況調査報告書(住家等の被害)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	建物の名称 (世帯主の氏名)	世帯数	世帯 人員	住所	被害見込金額	備考 (被害の程度等)

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 全壊
2. 大規模半壊
3. 中規模半壊
4. 半壊
5. 準半壊
6. 一部損壊
7. 床上浸水
8. 床下浸水

年 月 日

被害状況調査報告書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	公共施設・医療機関等の名称	被害見込金額	備考 (被害の程度、復旧の見込等)

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 全壊
2. 大規模半壊
3. 中規模半壊
4. 半壊
5. 準半壊
6. 一部損壊
7. 床上浸水
8. 床下浸水

年 月 日

被害状況調査報告書（公共土木施設等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	道路、河川等の名称	地先名（住所等）	被害見込金額	備考 （被害の程度、復旧の見込等）

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 道路被害
2. 橋りょう被害
3. 河川被害
4. ため池被害
5. 崖くずれ等
6. 鉄道被害

年 月 日

被害状況調査報告書(ライフライン)

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

被害区分	地先名(住所等)	供給不能世帯数	被害見込金額	備考 (被害の程度、復旧の見込等)

※被害区分について(次に示す区分により、当該番号を記入すること。)

1. 上水道施設の被害
2. 下水道施設の被害
3. 電力施設の被害
4. ガス施設の被害
5. 電話施設の被害

年 月 日

被害状況調査報告書（農林・商工業）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 _____ 氏名： _____

b1

被害区分	地先名（住所等）	農作物及び取扱品の種類	被害面積 （農林業のみ記載）	被害見込金額	備考 （被害の程度等）

※被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

1. 流失・埋没（田）
2. 冠水（田）
3. 流失・埋没（畑）
4. 冠水（畑）
5. 農業施設被害
6. 農作物被害
7. 林地被害
8. 林道被害
9. 商工業被害

3-4 災害概況即報(第4号様式(その1))

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名		報 告 日 時		年 月 日 時 分						
		都 道 府 県								
		市 町 村 名 (消 防 本 部 名)								
		報 告 者 名								
災害名		(第 報)								
災 害 の 概 況	発生場所				発生日時		年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

災害概況即報記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
- ② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「第3章第4節 災害時要援護者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

3-5 被害状況即報(第4号様式(その2))

第4号様式(その2) 被害状況即報

市町村名			区 分			被 害		
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha		
報告番号		第 報			冠 水	ha		
		(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
所 属 名			そ			文 教 施 設 箇所		
報告者名						病 院 箇所		
連絡先・						道 路 箇所		
区 分			被 害			橋 り ょ う 箇所		
人 的 被 害	死 者		人	河 川 箇所				
	行 方 不 明 者		人	港 湾 箇所				
	負 傷 者	重 傷	人	砂 防 箇所				
		軽 傷	人	清 掃 施 設 箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟	崖 く ず れ 箇所				
			世帯	鉄 道 不 通 箇所				
			人	被 害 船 舶 隻				
	半 壊		棟	水 道 戸				
			世帯	電 話 回線				
			人	電 気 戸				
	一 部 破 損		棟	ガ ス 戸				
			世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等 箇所				
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯	罹 災 世 帯 数 世帯				
			人	罹 災 者 数 人				
床 下 浸 水		棟						
		世帯	火 災 発 生					
		人	建 物 件					
非 住 家	公 共 の 建 物		棟	危 険 物 件				
	そ の 他		棟	そ の 他 件				

区 分		被 害	市 町 村 対 策 本 部 災 害	名 称			
公共文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること。				
その他の公共施設	千円						
小 計	千円		【住民避難の状況】 地区名 世帯数 人 数 種 別 （避難指示・避難勧告・自主避難） 原 因 発令時刻 解除時刻 避難場所				
農 業 被 害	千円						
林 業 被 害	千円						
畜 産 被 害	千円						
水 産 被 害	千円						
商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円						
			消防団員出動延人数	人			
災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数） ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項							

※1 被害額は省略することができるものとする

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

3-6 災害年報(第3号様式)

第3号様式 災害年報

市町村名

区分			災害名 発生年月日							計
人的被害	死	者	人							
		行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部損壊	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

市町村名

災害名 発生年月日								計
区分								
電 話		回 線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所						
火 災 発 生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
罹 災 世 帯 数		世 帯						
罹 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
市 町 村	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

3-7 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和4年4月1日現在

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
炊き出しその他の による食品の給 与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現に炊 事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7 日以内	食品給与のための総経費を延給食 日数で除した金額が限度額以内で あればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることがで きない者(飲料水及び炊 事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上 浸水等により、生活上必要 な被服、寝具、その他生活 必需品を喪失、若しくは毀 損等により使用することが できず、直ちに日常生活を 営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～ 3月)の季別は災害発生の日を もって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急 的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治 療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみな らず、死産及び流産を含み 現に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行 料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかにならな い場合は、以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)若し しくはこれらに準ずる程度 の損傷を受け、自らの資 力により応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害を 受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた世 帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ 月以内 (災害対策基本法第23 条の3第1項に規定する 特定災害対策本部、同 法第24条第1項に規定 する非常災害対策本部 又は同法第28条の2第 1項に規定する緊急災 害対策本部が設置され た災害にあっては、6ヵ 月以内)	

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

4 輸送関係

4-1 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第1（第2関係）

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
奈良県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日		年 月 日	
届出者住所 (電話) 氏名		奈良県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先に事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4-2 緊急通行車両等確認申出書
別記様式第4(第4関係)

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏 名 (印)		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあって は、輸送人員又は品 名)		
使用者	住所	電話() -
	氏名	
出 発 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してく ださい。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4-3 標章及び緊急通行車両確認証明書

「標章」



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号欄に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本産業規格A4とする。

4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場

ヘリコプター臨時離発着場一覧

(令和5年5月6日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 商 業 大 学 グ ラ ウ ン ド	関屋北一丁目1349番地1
香 芝 中 学 校 運 動 場	磯壁一丁目1058番地2
香 芝 西 中 学 校 運 動 場	穴虫3096番地2
香 芝 東 中 学 校 運 動 場	真美ヶ丘二丁目12番27号
香 芝 北 中 学 校 運 動 場	旭ヶ丘四丁目14番地

ドクターヘリ臨時離発着場一覧

名 称	所 在 地
香 芝 中 学 校 運 動 場	磯壁一丁目1058番地2
香 芝 西 中 学 校 運 動 場	穴虫3096番地2
香 芝 東 中 学 校 運 動 場	真美ヶ丘二丁目12番27号
香 芝 北 中 学 校 運 動 場	旭ヶ丘四丁目14番地
郡 ヶ 池 近 隣 公 園	高山台三丁目14番地12

5 災害注意施設関係

5-1 医療機関名一覧

令和6年1月現在

医療機関名	所在地	電話番号
旭ヶ丘クリニック	旭ヶ丘五丁目 36-1	71-5600
池原クリニック	五位堂 1013	79-8600
池原皮膚科	瓦口 2300	79-6181
うえの耳鼻咽喉科クリニック	瓦口 2315 香芝木材壱番館 1 階	71-1187
梅川皮膚科	旭ヶ丘五丁目 36-1 ワイズメディカルビル 1F	71-1101
大須賀眼科	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	76-1324
岡耳鼻咽喉科	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	78-7409
香芝旭ヶ丘病院	上中 839	77-8101
香芝診療所	穴虫 106	77-1197
香芝生喜病院	穴虫 3300 番 3	71-3113
香芝透析クリニック	穴虫 880	71-5535
香芝村尾クリニック	磯壁三丁目 40-1 ジャンボスクエア香芝店 2F	78-5810
片岡医院	西真美一丁目 5-1 プラザ西真美 2001 号	78-1818
加藤クリニック	穴虫 1055-1	71-5677
かまだ医院	鎌田 464-3	77-1118
川崎眼科	旭ヶ丘四丁目 2-1	77-4400
かわしま内科・外科こどもクリニック	旭ヶ丘二丁目 30-4	79-1155
かわもとクリニック	畑三丁目 926-1	51-6333
五位堂こころのクリニック	瓦口 2337 番地	71-6868
五位堂診療所	五位堂四丁目 392	43-9592
佐々木クリニック	畑四丁目 538-1	78-7027
さない内科整形外科医院	真美ヶ丘四丁目 16-1	78-0239
澤田医院	五位堂五丁目 155	76-2177
下田診療所	下田西四丁目 203-1	77-2613
新名クリニック	西真美三丁目 8-10	77-6544
関屋病院	関屋北五丁目 11-1	77-2434
高橋耳鼻咽喉科	狐井 180-4	79-2905
谷山耳鼻咽喉科クリニック	旭ヶ丘五丁目 36-14	71-1133
つじ眼科	下田西一丁目 10-19 メディカルプラザ香芝4階	71-3207
永野整形外科クリニック	旭ヶ丘四丁目 2-1	77-2121
西本内科	旭ヶ丘四丁目 2-1	71-2122
二上駅前診療所	穴虫 1045-1	71-4180
ぬくもりクリニック	下田西二丁目 7-61	78-6300

医療機関名	所在地	電話番号
ノアクリニック	上中2002-1	43-6558
はとこクリニック	別所 3-5	76-5757
林産婦人科五位堂医院	真美ヶ丘一丁目 13-27	71-5201
ふゆひろクリニック	磯壁三丁目 94-1 ベルドミール香芝 1F	79-0246
へんみ眼科クリニック	瓦口 2310 番地	71-1212
まえだ泌尿器科クリニック	下田西一丁目 10-19 メディカルプラザ香芝 3F	78-0400
牧浦医院	高 28	77-3054
松井内科医院	逢坂一丁目 458-1	78-0286
内科松山医院	磯壁六丁目 234-6	76-4388
まみ小児科	真美ヶ丘六丁目 7-13	78-5422
マミ皮フ科クリニック	真美ヶ丘六丁目 10 エコールマミ南館 2F	77-9997
まるはしファミリークリニック	五位堂三丁目 436-1 アンタレス五位堂 1 階	43-9240
みちのクリニック	下田西一丁目 6 番 12 号	79-8723
森岡内科消化器科クリニック	真美ヶ丘六丁目 1-1	78-3005
森本眼科	西真美一丁目 5-1 プラザ西真美 2 階	78-5775
安田医院	今泉 7-1	71-7100
山本内科医院	真美ヶ丘一丁目 14-28	77-3773
和田クリニック	下田西一丁目 10-17 アバンギャルド 1F	78-1700

※香芝市医師会医療機関

5-2 指定文化財一覧

香芝市内の国・県・市指定文化財一覧

国指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
重要文化財 (絵画)	絹本着色阿弥陀聖衆来迎図 一幅 鎌倉時代中期 (縦95.0cm、横53.8cm)	阿日寺 良福寺361番地 ※奈良国立博物館へ寄託	㊥阿日寺	M43.08.29
重要文化財 (彫刻)	木造大日如来坐像 一軀 平安時代中期 (像高94.0cm)	阿日寺 良福寺361番地 ※常盤寺(廃寺)本尊 *阿日寺へ寄託	㊥常盤寺	T11.07.15
記念物 (史跡)	平野塚穴山古墳 一基 飛鳥時代後期(7世紀後半～末葉)	平野1052番 (追加指定) 平野1058番1、1058番2	文部科学省 香芝市	S48.06.18 (追加指定) H30.10.15
記念物 (史跡)	尼寺廃寺跡 飛鳥時代後半(7世紀後半)	尼寺二丁目88番地	文部科学省 香芝市	H14.03.19

国指定文化財 合計4件

奈良県指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
記念物 (天然記念物)	どんづる峯 標高130～150m、面積1.3ha	穴虫地内	香芝市他	S26.11.01
有形文化財 (古文書)	鹿島神社結鎮座文書 一括 附 永正六年(追録)銘の箱 一合 附 文久三年亥正月銘の箱 一合 鎌倉～室町時代	下田西一丁目9番3号 鹿島神社 ※奈良国立博物館へ寄託	㊥鹿島神社	S37.12.26
有形文化財 (工芸品)	刀 一口 附 脇差し 一口 安土桃山時代 銘 相模守政常入道	高	個人	S37.12.26
有形文化財 (工芸品)	刀身 一口 室町時代 銘あり	高	個人	S48.03.15
有形文化財 (建造物)	大坂山口神社本殿 一棟 附 棟札 九枚 江戸時代前期 三間社流造 檜皮葺	大坂山口神社 逢坂五丁目831番地	㊥大坂山口神社	S63.03.22

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
記念物 (天然記念物)	志都美神社の社そう 志都美神社境内地(約5,535㎡)	志都美神社 今泉592番地2,3 ※神社北側一帯の森	㊤志都美神社	H08.03.22
有形文化財 (考古資料)	尼寺廃寺塔跡心礎出土品20点 耳環12点、刀子1点、水晶玉4点、ガラス玉3点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H31.2.22
有形文化財 (考古資料)	鶴峯荘第1地点遺跡出土品126点 後期旧石器時代	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	R02.3.6

奈良県指定文化財 合計8件

香芝市指定文化財一覧

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
有形文化財 (彫刻)	石造線刻阿弥陀如来坐像 一軀 平安時代後期 凝灰岩 (高さ230cm、幅95cm)	正楽寺 平野1053番地 ※寺院南西覆屋内に安置	㊤正楽寺	H06.03.29 (第1号)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫不動明王立像 一軀 鎌倉時代初期 像高(63.5cm) 花崗岩	念通寺 今泉736番地 ※寺院北側堂内に安置	㊤念通寺	H06.03.29 (第2号)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫地藏菩薩立像 一軀 鎌倉時代後期 像高(71.5cm)	良福寺 ※地藏堂内に安置	地藏講 地元自治会	H06.03.31 (第3号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	板地額装着色四季耕作図絵馬 一面 明治時代中期(推定)	厳島神社 五ヶ所601番地 ※香芝市二上山博物館へ寄託	㊤厳島神社	H06.03.29 (第4号)
記念物 (史跡)	別所城山第1・2号墳 二基 古墳時代前期末葉	城山児童公園内 真美ヶ丘四丁目5番地 ※公園内で現状保存	香芝市	H06.03.29 (第5号)
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像 三軀 平安時代後期(12世紀)	宝樹寺 五位堂四丁目286番地 ※本堂に安置	㊤宝樹寺	H07.03.09 (第6号)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音菩薩立像 一軀 平安時代中期(10世紀)	専称寺 畑七丁目9番7号 ※観音堂に安置	㊤専称寺	H07.03.09 (第7号)
有形文化財 (考古資料)	刳抜式長持形石棺蓋石 一基 古墳時代後期前半(5世紀末～6世紀初頭) 凝灰岩(竜山石)	ふたかみ文化センター前 藤山一丁目17番17号 ※センター前庭に安置	香芝市教育委員会	H07.03.09 (第8号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来立像 一軀 鎌倉時代(13世紀)	安遊寺 穴虫1103番地 ※寺院本堂に安置	㊦安遊寺	H08.03.12 (第9号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	鑄鉄燈籠・鑄鉄鳥居 燈籠四基、鳥居一基 江戸時代後期(19世紀前半)	十二社神社 五位堂四丁目248番地 ※神社境内	㊦十二社神社	H08.03.12 (第10号)
記念物 (天然記念物)	イチョウの巨樹 一木 (直径119.1cm、樹高約20m)	天神社 鎌田683番地 ※神社境内北西隅	㊦天神社	H08.03.12 (第12号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鑄物師関係資料 小原家文書 八点 附 蔵人所牒(写)一点 江戸時代(18~19世紀)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 *香芝市二上山博物館へ寄託	個人	H09.03.27 (第13号) H19.12.01
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来立像 一軀 鎌倉時代前期(13世紀)	専称寺 畑七丁目9番7号 ※本堂に安置	㊦専称寺	H09.03.27 (第14号)
有形文化財 (考古資料)	伝今泉出土銀装大刀 一口 附 共伴遺物(土師器・須恵器) 飛鳥時代(7世紀中頃)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H09.03.27 (第15号)
有形文化財 (考古資料)	長持形石棺蓋石 二基 附 石室天井石片 一基 古墳時代中期	阿弥陀橋東詰(良福寺) ※現地で露出保存	良福寺自治会	H10.03.27 (第16号)
有形文化財 (考古資料)	鶴峯荘第1地点遺跡土坑2出土品 一括 後期旧石器時代 ナイフ形石器9点を含む7,173点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H10.03.27 (第17号)
有形文化財 (建造物)	凝灰岩製層塔 一基 鎌倉時代初期 総高179.0cm	逢坂	個人	H11.03.05 (第18号)
有形文化財 (考古資料)	高山火葬墓木櫃(底部)と出土品 一括 奈良時代中頃(8世紀中頃) 内訳:木櫃底部と破片3点、土師器 壺2点、土師器蓋2点、土師器鍋2 点、土師器皿1点、須恵器壺1点、丸 鞆表裏金具1対、巡方1点、銭貨31 点、鉄片5点、用途不明木製品1点	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H11.03.05 (第19号)
記念物 (史跡)	平野2・3号窯 二基 古墳時代後期(6世紀後半)	白鳳台3号児童公園 白鳳台一丁目10-5番地 ※公園内で現地保存	香芝市	H12.05.12 (第20号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鋳物師関係資料 津田家文書 一五件一五点 附 宣旨御牒繪旨一三通之写并二 系譜相添フ写一冊他十二件十二点 江戸～明治時代(18～20世紀)	五位堂	個人	H12.05.12 (第21号)
有形文化財 (絵画)	板地紙貼彩色阿弥陀三尊来迎図 一面 室町～江戸時代	福応寺 狐井581番地 ※本堂に安置	㊦福応寺	H13.03.29 (第22号)
有形文化財 (彫刻/文書) 民俗文化財 (有形民俗文化財)	大坂山口神社神像及び宝物類 一括 平安時代末期～江戸時代 内訳:彫刻一三軀、宮座文書一卷、 和銅五年のある竹製筒一点、大和国 葛下郡大坂神社記一冊、鉄製釜一 式(木製蓋、鉄製脚)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 *香芝市二上山博物館へ寄託	㊦大坂山口神社	H14.03.08 (第23号)
有形文化財 (歴史資料)	鎌田家天正枡 一口 附 木造大黒天立像 一軀 天正枡:安土桃山時代 木造大黒天立像:安土桃山～江戸 時代	鎌田	個人	H15.02.27 (第25号)
有形文化財 (考古資料)	平野2号墳棺台 一括 飛鳥時代(7世紀中頃) (棺の受台、埴)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H16.03.26 (第26号)
有形文化財 (古文書)	平野古墳群関係文書 一括 江戸時代後期～末期 内訳: 平野村絵図 一紙 江戸時代末期 御陵之絵図 一卷 江戸時代末期 顕宗帝陵生垣取建等二付請書付絵 図 一卷 江戸時代後期(文化4年) 武烈帝陵生垣取建等二付請書付絵 図 一卷 江戸時代後期(文化4年)	平野	個人	H16.03.26 (第27号)
民俗文化財 (無形民俗文化財)	鹿島神社結鎮座の渡御行事	鹿島神社他 下田西一丁目9-3	㊦鹿島神社 結鎮座	H17.03.31 (第28号)
民俗文化財 (有形民俗文化財)	五位堂鋳物師関係資料 杉田家鋳造用具・製品 112点 明治時代～昭和時代(推定) 内訳 鋳造用具:ふるい5点他48点 計53	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H19.03.23 (第29号)

種別	名称等	所在地等	所有者等	指定年月日
	点 鑄造製品：又鋏3点他56点 計59点			
天然記念物	二上層群原川累層産出植物化石 69点(60個体) 新生代新第三紀中新世中期(約1400万年前)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	H21.03.19 (第30号)
有形文化財 (工芸品)	五位堂鑄物師関係資料 喚鐘 一口 江戸時代(天和2年／1682年)	西方寺 鎌田681番地 ※寺院内に保管	㊦西方寺	H21.03.19 (第31号)
有形文化財 (考古資料)	狐井稻荷古墳子持勾玉 一個 古墳時代(5世紀後半)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号 ※香芝市二上山博物館へ寄託	個人	R03.03.31 (第32号)
有形文化財 (考古資料)	狐井城山古墳子持勾玉 一個 古墳時代(6世紀前半)	香芝市二上山博物館 藤山一丁目17番17号	香芝市教育委員会	R03.03.31 (第33号)

香芝市指定文化財 合計31件

令和5年3月現在

※市指定第24号「尼寺廃寺塔跡舍利莊嚴具」は平成31年2月22日付けで県有形文化財に指定されたため、欠番となっています。

※市指定第11号「鹿島神社・エノキの巨樹」は、枯死により倒壊したため、令和4年6月29日付けで市指定天然記念物を解除されました。

6 飲料水・食料・生活必需品関係

6-1 応急給水用機械器具及び水道事業防災機器施設等保有状況

応急給水用機械器具

(令和6年2月現在)

種別	台数	備考
緊急用浄水器	4	三和小学校 五位堂小学校 香芝北中学校 関屋小学校

耐震性貯水槽

(令和6年2月現在)

設置場所	貯水槽容量(m³)
関屋小学校	50
JR志都美駅前	50
香芝中学校	100
香芝東中学校	150
すみれ野おちあい公園	100
二上小学校	60
鎌田小学校	100

6-2 災害用備蓄物資一覧

(令和6年2月現在)

生活必需品 及び 食糧	毛布(枚)	7,331
	簡易寝袋(枚)	8,600
	寝袋(枚)	300
	フロアマット・レジャーマット(枚)	1,115
	マット	950
	インフレーターマット	1,000
	折りたたみ式簡易アルミベッド	230
	ダンボールベッド	7
	子ども用紙おむつ(新生児用)(枚)	1,260
	子ども用紙おむつ(S)(枚)	4,032
	子ども用紙おむつ(M)(枚)	4,002
	子ども用紙おむつ(L)(枚)	3,036
	子ども用紙おむつ(BIG)(枚)	2,014
	大人用おむつ(S)(枚)	128
	大人用おむつ(M)(枚)	2,200
	大人用おむつ(L)(枚)	728
	大人用おむつ(LL)(枚)	2,088
	ほ乳瓶(本)	1,350
	生理用品(昼用)(枚)	11,000
	生理用品(夜用)(枚)	3,000
	ティッシュペーパー(箱)	300
	トイレットペーパー(ロール)	1,440
	紙皿(枚)	5,040
	紙コップ	7,200
	割り箸(本)	4,800
	食品用ラップ(本)	300
	石鹼(個)	288
	カセットコンロ(台)	32
	簡易炊飯袋(枚)	1,000
	ローソク(本)	1,050
	給水袋 6L(枚)	1,000
	給水袋 10L(枚)	100
	ゴミ袋(特厚手 45L)(枚)	500
	災害対策用備蓄トイレ(ワンタッチトイレ)	24
	簡易・携帯トイレ(枚)	17,800
	マンホール利用型洋風便器	61

災害用仮設トイレハウス(健常者用)	35
災害用仮設トイレハウス(障がい者用)	6
パーソナルテント(S)	12
パーソナルテント(M)	31
防災用マルチルーム(屋内用)	17
避難所用屋内テント(2人用)	98
避難所用屋内テント(2人用・車椅子対応)	620
避難所用パーティション(2人用)	1,900
避難所用屋外テント(2人用)	76
避難所用屋外テント(5人用)	50
屋外用テント(ドーム型パーティション)	200
避難所受付用テント	20
スポットクーラー	28
排気延長ダクト(スポットクーラー用)	28
車椅子	14
大型扇風機	24
医療用精製水 500ml	300
エタノール系消毒液(手指用)【単位:ℓ】	2,264.5
エタノール系消毒液(清掃用)【単位:ℓ】	126.0
次亜塩素酸 Na 系消毒液(清掃用)【単位:ℓ】	7.5
清拭用不織布ガーゼ【単位:包】	614
体温計(腋下式)	31
体温計(非接触)	37
体温検知モニター	29
携帯救急箱	21
大型救急箱	33
滅菌ガーゼ(大)(枚)	1,000
滅菌ガーゼ(小)(枚)	1,000
弾性包帯(S)(本)	100
弾性包帯(M)(本)	100
弾性包帯(L)(本)	100
ネット包帯(足・頭用)(枚)	20
脱脂綿(箱)	11
ラテックス・ニトリルグローブ(箱)	102
防護服セット	452
感染防護用エプロン	396
レインコート	506
マスク(箱)	4,229

	フェイスシールド(枚)	5,720
	除菌タオル(アルコールタオル) 50 枚入	96
	タオル(枚)	1,600
	洗面器(個)	16
	アルファ化米(五目)(単位:食)	3,700
	アルファ化米(わかめ)(単位:食)	7,700
	フリーズドライビスケット(単位:箱)	12,664
	保存水(500ml)(単位:本)	22,550
	液体ミルク(0 歳~1 歳)(単位:本)	384
資機材	ブルーシート(枚) 10×10	6
	ブルーシート(枚) 7.2×9	6
	ブルーシート(枚) 5.4×7.2	141
	非常持出しセット	1
	発電機(ガソリン)	46
	発電機(カセットガス)	14
	投光器	41
	携行ガソリン缶	3
	ガソリン缶詰(発電機用)	56
	カセットガス(発電機用)	336
	空気発電地	20
	噴霧器	1
	充電式噴霧器	5
	ヘッドライト	22
	ライト(LEDランタン)	580
	ポータブルサーチライト	8
	チェンソー	6
	エンジンカッター	1
	水中ポンプ	7
	下水道トイレシステム手動式水中ポンプ	5
	ショベル	100
	ヘルメット	170
	ベスト	168
	ポリバケツ 9L	20

7 災害時応援関係

7-1 災害時応援協定締結一覧

(令和5年3月現在)

45

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	京田辺市・香芝市災害時相互応援協定	京都府京田辺市	・応急対策等に必要な職員の派遣 ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・応急対策等に必要な資機材の提供 ・災害時の情報発信協力 ・上記以外のほか特に要請がある事項	平成31年1月17日
	防犯防災に関する包括連携協定	NTT 西日本奈良支店、香芝警察署	・防犯カメラシステム付自動販売機の連携設置 ・災害時における通信手段確保のための避難所等への特設公衆電話の設置	平成28年6月23日
	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	県内市町村、奈良県市長会・町村会、奈良県	・応急・復旧対策に必要な職員の派遣 ・被災者の一時的な避難のための施設の提供及びあっせん ・食料、飲料水、生活物資、必要な資機材の提供及びあっせん ・上記以外、特に要請のあった事項	平成27年2月20日
	大規模災害相互物資援助協定	三重県名張市	物資・食料の援助	平成8年7月8日
		大阪府交野市		
	災害時における相互応援協定	滋賀県栗東市	・食料、生活必需品、資機材等の提供 ・職員の派遣	平成10年4月16日
	大規模災害時における物資調達に関する協定	香芝市商工会	食料や日用品等の救助	平成8年12月2日
	同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、東京都羽村市	・職員の派遣、資機材及び救援物資の提供 ・ボランティアの斡旋	平成16年5月1日
	奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	県、県下全市町村	防災ヘリの支援	平成16年4月1日
	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定	県、県内市町村、一部事務組合	災害廃棄物処理等の相互支援	平成24年8月1日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	災害等緊急時における一般廃棄物処理に関する相互応援基本協定	県内 12 市、一部事務組合	一般廃棄物の処理応援	平成 18 年 8 月 28 日
	災害等緊急時における一般廃棄物処理に関する相互応援基本協定	葛城地区 9 市町、一部事務組合	一般廃棄物の処理応援	平成 14 年 10 月 11 日
	日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定	日水協奈良県支部	地震、異常渇水等による水道災害において日本水道協会奈良県支部管内の水道事業体が相互間で行う応援	平成 9 年 5 月 26 日
	奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県、県内市町村等	緊急時における相互応援活動	平成 15 年 6 月 2 日
	送水管応急給水栓設置等に係る協定書	奈良県水道局	被災時に県が設置する応急給水栓を設置・運用	平成 19 年 10 月 24 日
	上水道災害時における応援に関する協定	香芝市上下水道協同組合	緊急時における災害対策活動の応援	平成 19 年 2 月 5 日
	災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定	広陵町	飲料水等の確保を図るための相互応援給水	平成 25 年 9 月 25 日
		王寺町	飲料水等の確保を図るための相互応援給水	平成 25 年 8 月 13 日
	災害時及び平常時における香芝市と香芝市内の郵便局との協力に関する協定	香芝市内郵便局（香芝郵便局、五位堂郵便局、関屋郵便局、西真美郵便局、二上郵便局、別所郵便局、真美ヶ丘郵便局）	災害時における相互協力及び平常時における道路構造物破損等の情報提供	平成 25 年 7 月 1 日
	奈良県消防広域相互応援協定	奈良県下全市町村、奈良県広域消防組合	県内の消防広域相互応援	平成 8 年 5 月 7 日
	阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	奈良県、五條市、御所市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合 大阪府、八尾市消防本部、河内長野市消防本部、柏原市、羽曳野市、東大阪市消防局、富田林市消防本部、太子町、河南町、千早赤阪村、柏羽藤消防組合	金剛山、葛城山、二上山、信貴山、生駒山で林野火災があったときの消防相互応援	平成 26 年 4 月 1 日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
自治体・ 公共機関等	西名阪自動車道消防相互応援協定	大和郡山市、奈良県広域消防組合、大阪府松原市、柏原・羽曳野・藤井寺消防組合	消防組織法第21条の規定に基づく、西名阪自動車道における消防並びに救急の業務の実施及び処理についての協定 団体間における消防相互応援	昭和57年4月1日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信 (市HPのキャッシュサイトの作成・アプリを用いた自治体からのお知らせの配信など)	令和元年6月10日
	災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	・市民への都市ガス供給の復旧についての情報提供	令和元年6月20日
	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定	大阪ガス株式会社	・都市ガス供給の復旧活動に使用する後方支援活動拠点の使用	令和元年6月20日
	災害時における放送に関する協定	合同会社YAMATO (FMヤマト)	災害対策基本法第57条及び同法施行令第22条の規定に基づき、災害時等に、香芝市からFMヤマトに、緊急情報の放送を依頼する際に必要となる手続きや連絡方法などについて、あらかじめ規定	令和3年3月17日
	災害時における相互応援に関する協定	大阪府柏原市	・食料、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び物資、資機材等の提供 ・避難が必要な被災者等の受け入れ場所の提供 ・住民等の災害救助ボランティアの派遣 ・上記のほか、特に要請のあった事項	令和3年8月1日
	香芝市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	香芝市社会福祉協議会	・香芝市において大規模な災害が発生した際の、「災害ボランティアセンター」の運営等について	令和3年11月18日
医療救護関係	災害時における医療救護についての協定	香芝市医師会	・医療機関連携マニュアルの作成 ・マニュアルに基づいた医療救護班の派遣	平成26年4月1日
		香芝市歯科医師会		
		香芝市薬剤師会		

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
応急対策関係	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	奈良県電気工事工業組合	・防災拠点や避難施設などの電気設備復旧活動の円滑な実施 ・災害時における電気に関する事故防止など についての協力・支援 ・被災した他の自治体への応援要請	平成 27 年 8 月 27 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	香芝建設協会	・応急措置・予防措置・事後措置 ・重機、資機材及び労力の供給	平成 25 年 2 月 14 日
		株式会社奥村組	・応急措置・予防措置・事後措置 ・重機、資機材及び労力の供給	平成 24 年 3 月 15 日
	災害時の被災建物に関する応援活動等に係る協定	公益社団法人 日本建築家協会	・被災建築物応急危険度判定士の参集要請 ・被災建築物の建築相談に関すること ・被災建築物の被災認定調査の技術的支援に関すること ・防災、減災支援活動に関すること	平成 26 年 7 月 11 日
	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	・香芝市が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元 ・災害の被害認定について、香芝市と連携した家屋の調査業務 ・登記・境界関係の相談窓口業務 ・前各号に掲げるもののほか、香芝市と協会が特に必要と認める業務	平成 28 年 6 月 10 日

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
応急対策関係	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協議会 奈良橿原支部 一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会	・災害時におけるドローンを活用した情報収集 ・災害時におけるドローンを活用した被災者の捜索、救助等 ・災害時におけるドローンを活用した災害現場地図の作成支援 ・平常時におけるドローンの活用に関する防災訓練等の技術的支援 ・平常時におけるドローンの操縦技術等に関する技術的助言 ・平常時におけるドローンの活用に関する職員研修等の技術指導 ・平常時におけるドローン及び防災・減災に関するセミナー等の啓発活動 ・平常時におけるドローンを活用した減災活動や情報共有等	令和元年 8 月 23 日
	香芝市と株式会社関西都市居住サービスの包括連携協力に関する協定	株式会社 関西都市居住サービス (ショッピングセンター エコール・マミを運営)	防災、防犯に資する事業(例)防災訓練、災害時の駐車場等の活用	令和 2 年 11 月 20 日
	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	トヨタユニテッド奈良株式会社	避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力	令和 3 年 10 月 20 日
避難収容	災害時における指定避難所等の指定等に関する協定	学校法人 関西金光学園	避難者を受け入れるための指定避難所等の確保	平成 27 年 8 月 27 日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人 誠敬会	災害時要援護者を受け入れるための避難所(福祉避難所)の確保	平成 27 年 8 月 27 日
		社会福祉法人 以和貴会		平成 25 年 2 月 14 日
		社会福祉法人 鳳雛会		平成 24 年 9 月 1 日
		医療法人 翠悠会		
		社会福祉法人 蒼隆会		
		社会福祉法人 太樹会		
		社会福祉法人 博寿会		

区分	協定名	協定先	協定内容	締結日
物資・食料関係	大規模災害時における物資調達に関する協定	香芝地区コンビニエンスストア連絡協議会	物資・食料の救助	平成 15 年 9 月 1 日
	災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラウエスト株式会社	飲料の提供	平成 20 年 8 月 26 日
	緊急物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	石油ストーブ、電気ストーブ、扇風機、生活用品など	平成 24 年 3 月 16 日
		市民生活協同組合ならコープ	食料品、飲料水、日用品など	平成 24 年 3 月 28 日
		株式会社ジュンテンドー	石油ストーブ、電気ストーブ、扇風機、生活用品など	平成 24 年 4 月 1 日
		セッツカートン株式会社	・段ボール製簡易ベッド ・段ボール製品	平成 24 年 9 月 1 日
	家庭用医薬品等の供給に関する協定	株式会社キリン堂	各種医薬品、生活用品など	平成 24 年 7 月 1 日
	災害時における量の提供等に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト	量の提供、避難所までの輸送及び運搬	平成 29 年 4 月 4 日
	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	奈良県葬祭業協同組合	・御棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供 ・遺体の搬送 ・その他必要とする業務	平成 30 年 10 月 12 日
	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	かつらぎ運輸株式会社	・市の施設などから避難所などへの救援物資の配送 ・市の物流拠点の運営 ・物資の一時保管のための倉庫施設や資器材の提供	令和 1 年 11 月 21 日
	災害時における燃料供給	阪本石油株式会社	災害時等における燃料の供給等	令和 2 年 3 月 1 日
	災害時における物資の供給等に関する協定	イオンビッグ株式会社	災害時等における物資の供給等	令和 3 年 10 月 28 日
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時等における物資の供給等	令和 5 年 3 月 30 日

7-2 公用令書

公用令書（従事・協力）

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

処分権者 氏名

⑨

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用令書(物資の保管)

保管第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第78条第1項

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用令書(管理・使用・収容)

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づき、次のとおり 管理
第78条第1項 使用 する。
収用

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用変更令書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
第78条第1項

に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

公用取消令書

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
第78条第1項

に係る処分を取消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

⑨

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

8 避難関係

8-1 一時避難地一覧

名 称	住 所	面積(㎡)
香芝市立五位堂小学校運動場	五位堂二丁目300番地1	3,751
香芝市立下田小学校運動場	下田西二丁目9番41号	9,033
香芝市立二上小学校運動場	畑四丁目573番地	5,457
香芝市立志都美小学校運動場	今泉104番地1	3,305
香芝市立三和小学校運動場	良福寺665番地2	6,128
香芝市立関屋小学校運動場	関屋北五丁目7番1号	12,913
香芝市立鎌田小学校運動場	鎌田370番地	10,199
香芝市立真美ヶ丘東小学校運動場	真美ヶ丘三丁目2番70号	10,855
香芝市立真美ヶ丘西小学校運動場	真美ヶ丘五丁目4番20号	10,587
香芝市立旭ヶ丘小学校運動場	旭ヶ丘三丁目1番地3	9,273
香芝市立香芝中学校運動場	磯壁一丁目1058番地2	18,898
香芝市立香芝西中学校運動場	穴虫3096番地2	17,234
香芝市立香芝東中学校運動場	真美ヶ丘二丁目12番27号	11,356
香芝市立香芝北中学校運動場	旭ヶ丘四丁目14番地	14,345
香芝健民運動場	上中273番地1	12,192
奈良県立香芝高等学校運動場	真美ヶ丘五丁目1番53号	24,068
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目1331番地1	16,603
智辯学園奈良カレッジ運動場	田尻265番地	15,018
郡ヶ池近隣公園	高山台三丁目14番地12	25,111
香芝総合公園	穴虫2864番地1	16,761
城山児童公園	真美ヶ丘四丁目5番	11,080
観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番	28,377
高塚地区公園	真美ヶ丘六丁目11番	45,746
旭ヶ丘近隣公園	旭ヶ丘二丁目5番地	20,000

8-2 指定緊急避難場所一覧

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、 土石流 及び地 滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
香芝市立五位堂小学校	五位堂二丁目300番地1	○	○		○		○	○	
香芝市立下田小学校	下田西二丁目9番41号	○	○		○		○	○	
香芝市立二上小学校	畑四丁目573番地	○	○		○		○	○	
香芝市立志都美小学校	今泉104番地1	○	○		○		○	○	
香芝市立三和小学校	良福寺665番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立関屋小学校	関屋北五丁目7番1号	○			○		○	○	
香芝市立鎌田小学校	鎌田370番地	○	○		○		○	○	
香芝市立真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目2番70号	○	○		○		○	○	
香芝市立真美ヶ丘西小学校	真美ヶ丘五丁目4番20号	○	○		○		○	○	
香芝市立旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘三丁目1番地3	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝中学校	磯壁一丁目1058番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝西中学校	穴虫3096番地2	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目12番27号	○	○		○		○	○	
香芝市立香芝北中学校	旭ヶ丘四丁目14番地	○	○		○		○	○	
香芝市北部地域体育館	上中273番地1	○	○		○		○	○	
香芝市地域交流センター	白鳳台一丁目14番地1	○	○		○		○	○	
香芝市総合体育館	本町1437番地	○	○		○		○	○	
奈良県立香芝高等学校	真美ヶ丘五丁目1番53号	○	○		○		○	○	
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目1331番地1	○	○		○		○	○	
智辯学園奈良カレッジ	田尻265番地	○	○		○		○	○	
香芝市総合福祉センター	逢坂一丁目374番地1	○	○		○		○	○	
香芝市中央公民館	下田西三丁目7番5号	○	○		○		○	○	
香芝健民運動場	上中273番地1				○		○		
郡ヶ池近隣公園	高山台三丁目14番地12				○		○		
香芝総合公園	穴虫2864番地1				○		○		
城山児童公園	真美ヶ丘四丁目5番				○		○		
観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番				○		○		
高塚地区公園	真美ヶ丘六丁目11番				○		○		
旭ヶ丘近隣公園	旭ヶ丘二丁目5番地				○		○		

8-3 指定一般避難所一覧

施設名	住所
香芝市立五位堂小学校	五位堂二丁目 300 番地 1
香芝市立下田小学校	下田西二丁目 9 番 41 号
香芝市立二上小学校	畑四丁目 573 番地
香芝市立志都美小学校	今泉 104 番地 1
香芝市立三和小学校	良福寺 665 番地 2
香芝市立関屋小学校	関屋北五丁目 7 番 1 号
香芝市立鎌田小学校	鎌田 370 番地
香芝市立真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目 2 番 70 号
香芝市立真美ヶ丘西小学校	真美ヶ丘五丁目 4 番 20 号
香芝市立旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘三丁目 1 番地 3
香芝市立香芝中学校	磯壁一丁目 1058 番地 2
香芝市立香芝西中学校	穴虫 3096 番地 2
香芝市立香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目 12 番 27 号
香芝市立香芝北中学校	旭ヶ丘四丁目 14 番地
香芝市地域交流センター	白鳳台一丁目 14 番地 1
香芝市総合体育館	本町 1437 番地
奈良県立香芝高等学校	真美ヶ丘五丁目 1 番 53 号
金光藤蔭高等学校 香芝キャンパスグラウンド	関屋北一丁目 1331 番地 1
智辯学園奈良カレッジ	田尻 265 番地

8-4 指定福祉避難所一覧

施設名	住所
香芝市総合福祉センター	逢坂一丁目 374 番地 1
香芝市中央公民館	下田西三丁目 7 番 5 号
特別養護老人ホーム すばる	鎌田 157 番地 1
介護老人保健施設 てんとう虫	平野 23 番地 1
介護老人保健施設 オークピア鹿芝	穴虫 885 番地 1
和里香芝	鎌田 594 番地
身体障がい者療護施設 どんぐり	上中 1263 番地 26
どんぐり学園	上中 1263 番地 32
障がい者支援施設 ゆらくの里	尼寺 616 番地

施設名	住所
ボノボ	磯壁一丁目 1057 番地 3
特別養護老人ホーム ぬくもり香芝	下田西二丁目 7 番 61 号

8-5 都市公園等の整備

香芝市スポーツ公園プール施設整備による災害時の生活用水確保

目的	災害時における避難者の生活用水を確保するため、プール施設を建設することを目的とする。
想定避難者数	550人
生活用水供給量	避難開始から20日目まで：1日20リットル 21日目以降：1日100リットル
備蓄目標期間	36日間
必要水量の算出	必要水量 = (20日間の必要水量) + (16日間の必要水量) 20日間の必要水量 $550人 \times 20リットル \times 20日 = 220,000リットル = 220m^3$ 16日間の必要水量 $550人 \times 100リットル \times 16日 = 880,000リットル = 880m^3$ 合計必要水量 $220m^3 + 880m^3 = 1,100m^3$
施設規模	上記の算出結果に基づき、以下の規模のプール施設を設置する。 総貯水量：1,100 m^3
効果	本計画に基づきプール施設を建設することで、災害時に想定される550人の避難者に対し、36日間にわたって十分な生活用水を供給することが可能となる。 これにより、被災者の生活基盤を確保し、円滑な復興活動の支援に寄与することが期待される。

プール施設の防災機能面積及び避難時の収容人数

計画エリア	利用場所	利用内容	面積	1人あたり	収容人数
屋外プール	プールサイド	避難テント設営用地	2,000㎡	10㎡/人	200人
管理棟	カフェ・ギャラリー、多目的室、更衣室、屋内プールサイド等	避難居住スペース	700㎡	2㎡/人	350人
	事務所	事務所	100㎡	-	-
	会議室	事務所	100㎡	-	-
	備蓄倉庫	備蓄倉庫	51.27㎡	-	-
駐車場	駐車場	救援物資配給テント	200㎡	-	-
				収容人数	550人

プール施設が担う防災機能と運用方法

計画エリア	防災機能	内容	運用方法	実施主体
プール	非常用生活用水	プールの水をトイレの生活用水として利用する。	プールの水をポンプ等で汲み上げ、避難者が使用するトイレ等に必要な生活用水を提供する。 (1人あたり水量:20リットル/日)	避難所班 プール施設管理者
	避難テント設営用地	プールサイド等を避難テントの設営用地として活用する。		
	非常用トイレ	断水時も使用可能なトイレを整備する。		
管理棟	避難居住スペース	広い室内空間を利用して、避難時の居住空間として利用する。	避難者に居住スペースを提供する。また、必要に応じて食糧・医薬品等の救援物資を提供する。	避難所班 プール施設管理者
	備蓄倉庫	非常用食糧や応急救助物資等を備蓄する倉庫を備える。		
	太陽光発電設備	屋上に設置する太陽光発電により、停電時も電力を供給する。 (年間約12,000kWh)		
駐車場	救護車両等の滞留	駐車場を救護車両等の動線・滞留スペースとして活用する。	必要に応じて救護車両の誘導・案内を行う。 また、外部から提供される救援物資等の集積・管理を行う。	避難所班 プール施設管理者
	救援物資等の集積	駐車場等を救援物資等の集積・配給スペースとして活用する。		

※なお、災害時に適切に機能を発揮するために、プール施設管理者は最低年1回の防災訓練をするものとする。

9 自衛隊派遣依頼関係

9-1 自衛隊派遣依頼書及び撤収依頼書

自衛隊派遣依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

香芝市長 ○ ○ ○ ○

自衛隊災害派遣について(依頼)

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

自衛隊撤収依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

香芝市長 ○ ○ ○ ○

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方を依頼いたします。

記

- 1 撤収希望日時
- 2 災害派遣人員等及び従事作業内容
- 3 その他参考となるべき事項

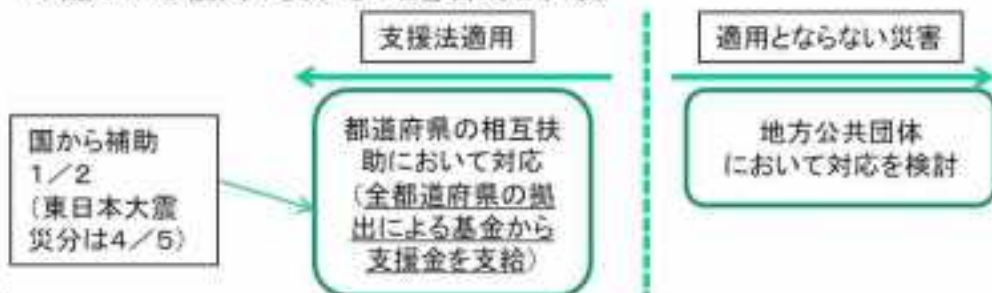
10 被災者支援関係

10-1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (被害割合30%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (被害割合40%以上)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害割合30%以上)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間)	基礎支援金: 災害発生日から13月以内 加算支援金: 災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

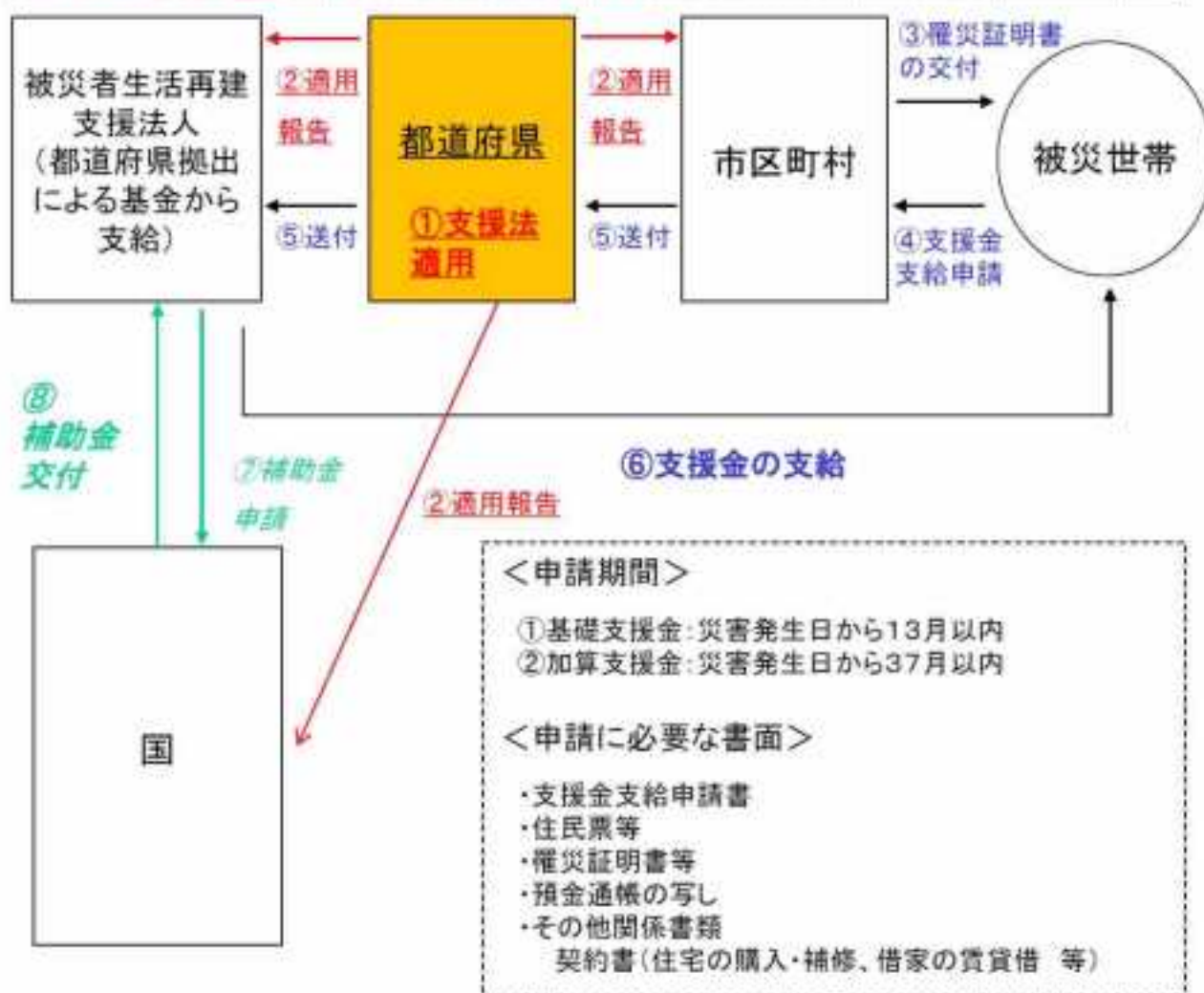
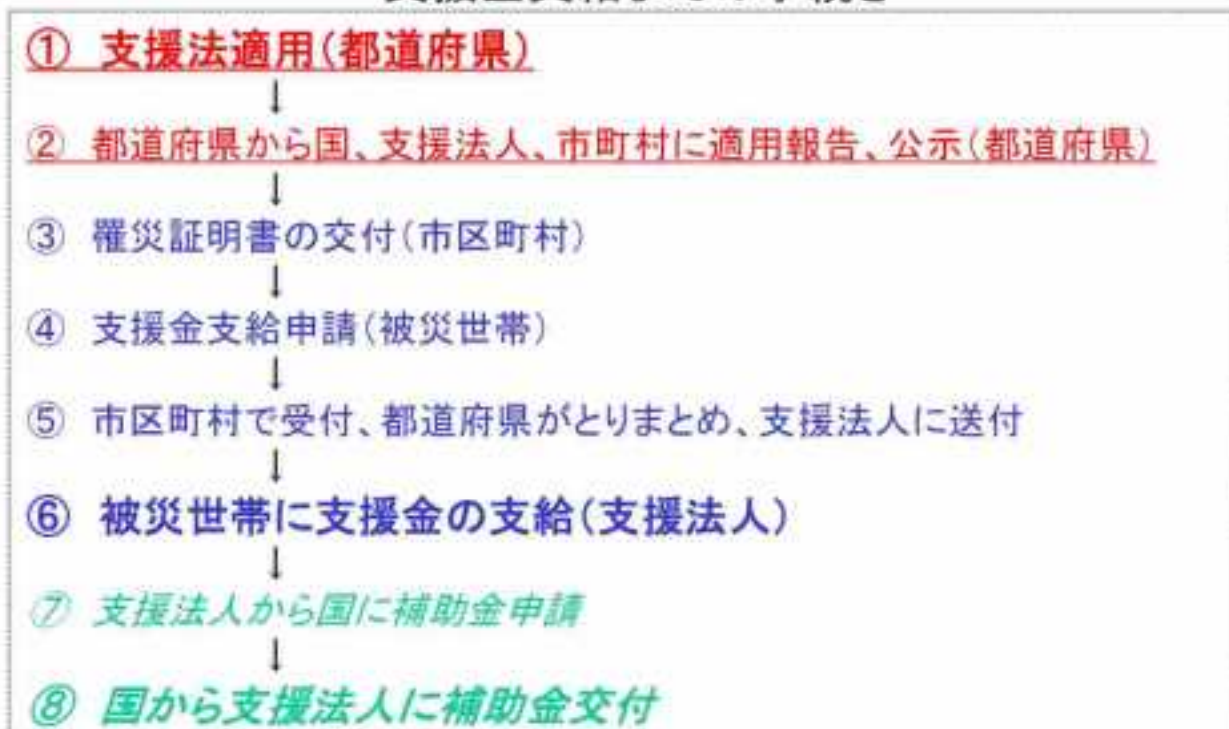
都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

支援金支給までの手続き



府 政 防 第 737 号
令和 2 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

＜参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）＞

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

香芝市長



別 紙
(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家 [※] の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家 [※] の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「口全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成31年度における被災者支援の適切な実施について」（平成31年4月11日府政防第550号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

罹災證明書

従前の記載様式

年 月 日

香 芝 市 長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

下記の事項について証明願います。

罹災日時	年　月　日　時　分ごろ
罹災原因	☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 地震 ☐ その他()
罹災内容	☐ 住家被害(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 人的被害
罹災場所	
罹災状況	
証明書提出先	

罹 災 の 程 度	住家被害		
	☐ 全 壊	☐ 大規模半壊	☐ 半 壊
	☐ 一部損壊	☐ 床上浸水	☐ 床下浸水
	人的被害		
	☐ 死亡	☐ 行方不明	☐ 負傷

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

10-3 罹災届出証明書

罹 災 届 出 証 明 書

年 月 日

香 芝 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

下記のとおり届出したことを証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 原 因	☐ 暴 風 ☐ 豪 雨 ☐ 洪 水 ☐ 地 震 ☐ その他()
罹 災 内 容	☐ 住家(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 非住家 ☐ その他()
罹 災 場 所	
罹 災 状 況	
証 明 書 提 出 先	

上記のとおり届出があったことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

10-4 被災証明書

被災証明書

年 月 日

香 芝 市 長 様

申請者 住所
氏 名
電 話

印

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災日時	年　月　日　時　分ごろ
被災原因	☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 地震 ☐ その他()
被災内容	☐ 住家(☐ 持家 ☐ 借家) ☐ 非住家 ☐ その他()
被災場所	
被災状況	
証明書提出先	

上記のとおり被災したことを証明します。

第 号
年 月 日

香芝市長

印

〇〇年〇月〇日

〇〇市(区・町・村) 長
〇〇 〇〇 様

〇〇市(区・町・村) 長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について(依頼)

災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者: 〇〇市(区・町・村) 長 〇〇 〇〇

所在地: 〇〇県〇〇市(区・町・村) 〇〇

担 当: 〇〇課 〇〇 〇〇

(担当連絡先: 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市(区・町・村)から本市(区・町・村)に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体(形式) 紙媒体(個表・一覧) その他(形式)

6. その他

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① ② ③ ④ ⑤		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証		
身分証明書		保険証		
その他	確認手段：			
役所確認者：				

〇〇〇第〇〇〇号

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。

（全ての提供先、情報の範囲に同意）

☐ ① 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。

（任意の提供先、情報の範囲に同意）

☐ ② 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。

下記の i ～ iv において、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。

外部提供先 及び 提供可能情報	i 公共料金等減免 ☐ 電力会社（〇〇電力） ☐ ガス会社（〇〇ガス） ☐ 水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） ☐ 下水道料金（〇〇一部事務組合、〇〇事業団） ☐ NHK ☐ NTT ☐ 携帯電話会社（会社名・支店名 ） 連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者：
-----------------------	---

（次ページに続きます）

☐ その他()

連絡先(市町村において把握している場合は不要):

住所:〒

電話番号:

メールアドレス:

担当者:

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免(地方税、保育料等)については、本様式による同意は不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

☐ 民生委員

☐ 社会福祉協議会

☐ 消防団

☐ その他(民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等)

団体等名称:

団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要):

住所:〒

電話番号:

メールアドレス:

担当者:

☐ 提供を同意する情報()

※別紙から番号を記入ください

☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

☐ 社会福祉協議会(再掲)

☐ 国(官署名:)

☐ 被災者生活再建支援法人

☐ 独立行政法人住宅金融支援機構

(次ページに続きます)

	☐ その他 団体等名称: 団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要): 住所:〒 電話番号: メールアドレス: 担当者: ☐ 提供を同意する情報() ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い iv その他 提供先として同意する団体名: 提供を同意する理由: 団体等連絡先(市町村において把握している場合は不要): 住所:〒 電話番号: メールアドレス: 担当者: ☐ 提供を同意する情報() ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い
☐ ③ 台帳情報を提供することに同意しません。	

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

<被災者台帳掲載情報(法令の定めによるもの)>

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ①
 - ②
 - ③
 - ④
 - ⑤

(備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されています。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体(台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります)に提供することができます。

10-6 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿(様式例)

[illegible]

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： ☐ 手帳所持 障害名：■（ ）等級： ☐ その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 ■ の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

☐ 同意します
☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
☐ 同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

令和 年 月 日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別計画の様式例

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない(聞き取りにくい) ☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他
-------------------	---

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
緊急時の連絡先 ②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印) など			

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏 名 (団体名及び代表者)	
	住 所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏 名 (団体名及び代表者)	
	住 所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、町に報告することを了承します。

氏名 _____

11 自然条件・災害履歴

11-1 奈良県の被害地震

奈良県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	規模(M)	県内の主な被害
1185.8.13(文治1)	近江・山城・大和	7.4	寺社家屋倒壊被害多く、死者多数。
1361.8.3(正平16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4~8.5	南海トラフ沿いの巨大地震。寺社などの被害。
1596.9.5(慶長1)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	7 1/2±1/4	寺社倒壊などの被害。
1707.10.28(宝永4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。家屋全壊約280棟。
1854.7.9(安政1)	伊賀・伊勢・大和及び隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる)	7 1/4±1/4	奈良で死者280人、全壊家屋700-800棟。周辺に被害あり。
1891.10.28(明治24)	(濃尾地震)	8.0	死者1人、負傷者2人、家屋全壊16棟。
1899.3.7(明治32)	紀伊半島南東部(紀伊大和地震とも呼ばれる)	7.0	南部を中心に被害。家屋全壊あり。
1936.2.21(昭和11)	(河内大和地震)	6.4	北西部を中心に被害。死者1人、負傷者7人、住家全壊2棟。
1944.12.7(昭和19)	(東南海地震)	7.9	死者3人、負傷者17人、住家全壊89棟。
1946.12.21(昭和21)	(南海地震)	8.0	負傷者13人、住家全壊37棟。
1952.7.18(昭和27)	(吉野地震)	6.7	死者3人、負傷者6人。
1995.1.17(平成7)	(平成7年兵庫県南部地震)	7.3	負傷者12人。
2004.9.5(平成16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者6人。
2018.6.18(平成30)	大阪府北部	6.1	軽傷4人、一部損壊27棟。

地震調査研究推進本部「奈良県の地震活動の特徴」に追記

(1995年兵庫県南部地震以降の地震の被害は、奈良県地域防災計画(PDF)による)

出典:奈良地方気象台 奈良県に被害をもたらした主な地震

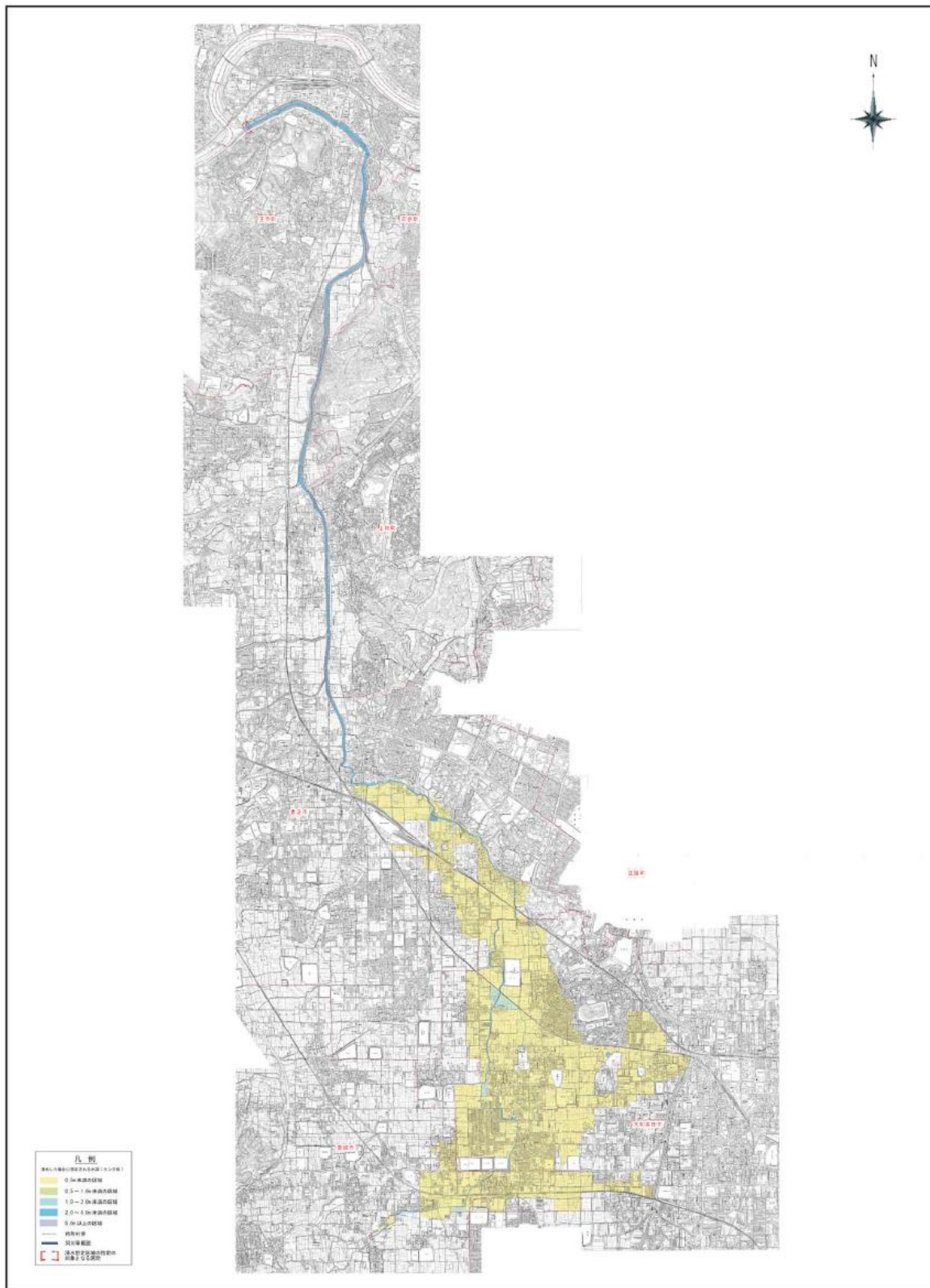
11-2 市における近年の風水害

年 月 日	災 害 及 び 被 災 の 状 況
S.57. 8. 1～ 3	台風10号が奈良県東側を真北に進み、続いて台風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 香芝市においては、3日間の総雨量が355mmを越え、家屋の一部破損1棟、床下浸水159棟、田畑の流失埋没・冠水が28ha、道路・橋梁の被害15箇所、河川59箇所、崖崩れ51箇所の被害が生じ、農林水産業施設33,300千円、公共土木施設75,000千円の被害額となった。
S.60. 6.25	梅雨前線の活発化により25日の総雨量が81mmとなり、河川の氾濫、崖崩れ等11箇所の被害を生じた。家屋の浸水は生じなかった。
H. 2. 9.19～20	19日20時過ぎ、和歌山県白浜町に上陸した台風19号は中心気圧945ヘクトパスカル最大風速45mを記録した。農林水産業施設10,000千円、公共土木施設500千円の被害を生じた。
H. 5. 7. 5	7月1日から降り始めた雨は5日に総雨量182mmを記録し、特に5日の3時から4時までの1時間に33mmを記録した。このため家屋の床上浸水2棟、床下浸水39棟、田畑の冠水17箇所、河川8箇所、崖崩れ23箇所、ブロック塀崩壊5箇所の被害が生じた。
H. 7. 5.14～15	14日8時から15日8時までの総雨量は、102mmを記録、このため穴虫地区の竹田川の堤防が崩壊、橋梁が落下、付近の家屋の一部を破損した。また、施工中の高山台区画整理地内の香芝西中学校通学路の一部が土砂崩れにより埋没した。
H. 7. 7. 3～ 5	梅雨前線の活発な活動により雨量は3日58mm、4日98mm、5日45mmで総雨量201mmを記録した。このため熊谷川、葛下川の2河川が氾濫し、数箇所護岸が崩壊し、床下浸水35棟、田畑の冠水等の被害を生じた。特に近鉄大阪線の五位堂駅東側一帯が冠水し、一部運行中止となった。
H. 9. 7.13	13日の未明より降り出した雨は、8時から9時の1時間に29mmを記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水80棟、土砂崩れ1箇所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
H.10. 9.22	22日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13時過ぎ和歌山県御坊市付近に上陸、本市には15時頃に最も接近し最大瞬間風速56.8mを記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者5名、家屋被害としては、全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1,594棟、床下浸水2棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の90%の家庭で停電が起こり完全復旧までに2日間を要した。
H19. 7.16～17	集中豪雨により、下田栄橋付近で10数件が停電したほか、床上浸水3棟、床下浸水113棟、下田東栄橋付近の国道165号を挟んだ南北道路が崩落、信号や電柱が倒壊、小屋流出が発生した。
H26.10. 5～ 6	台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となった。 (人的被害) 重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)

12 危険箇所関係

12-1 各河川の洪水浸水想定区域図

(1) 葛下川洪水浸水想定区域図(全体図)

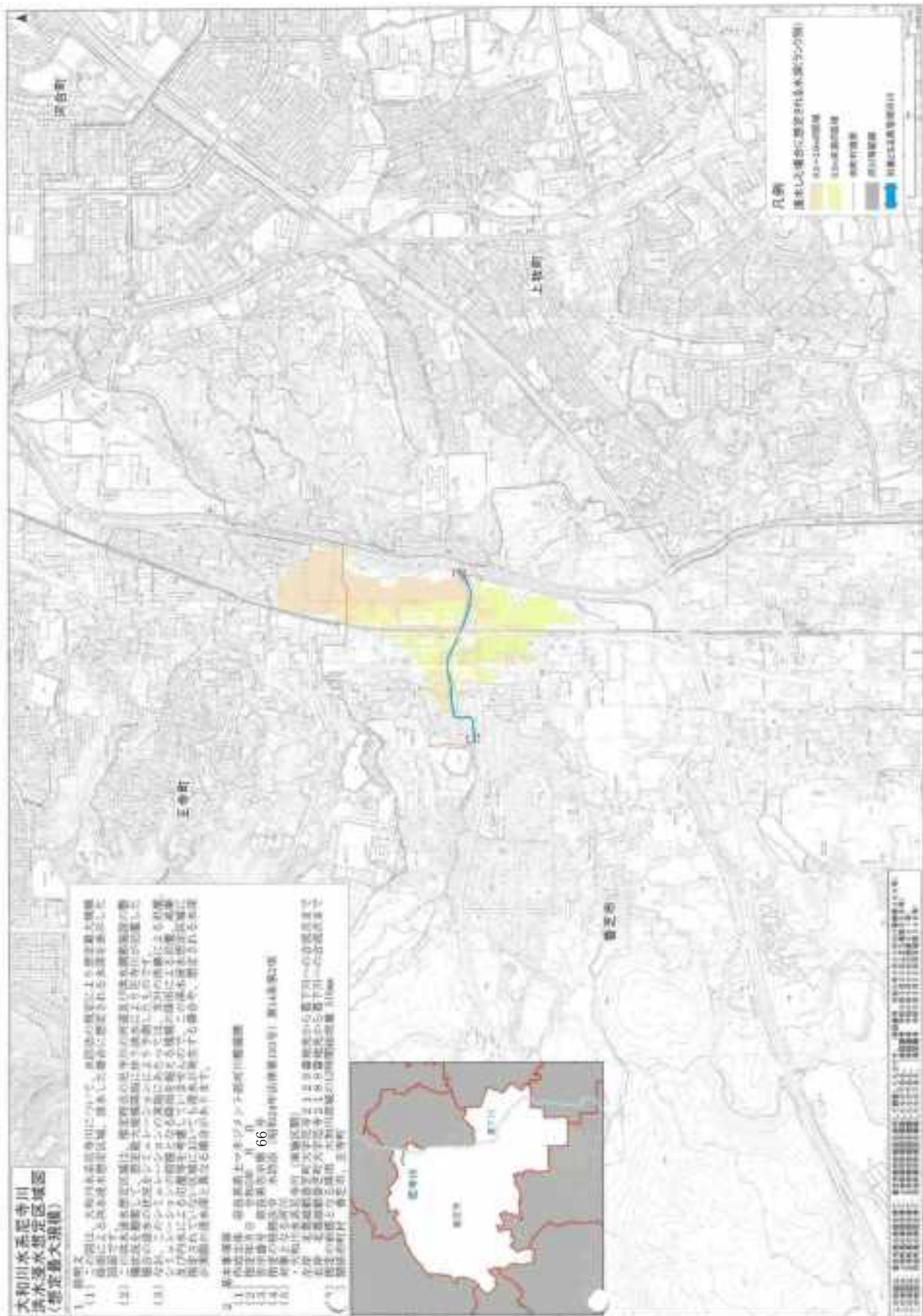


葛下川浸水想定区域図

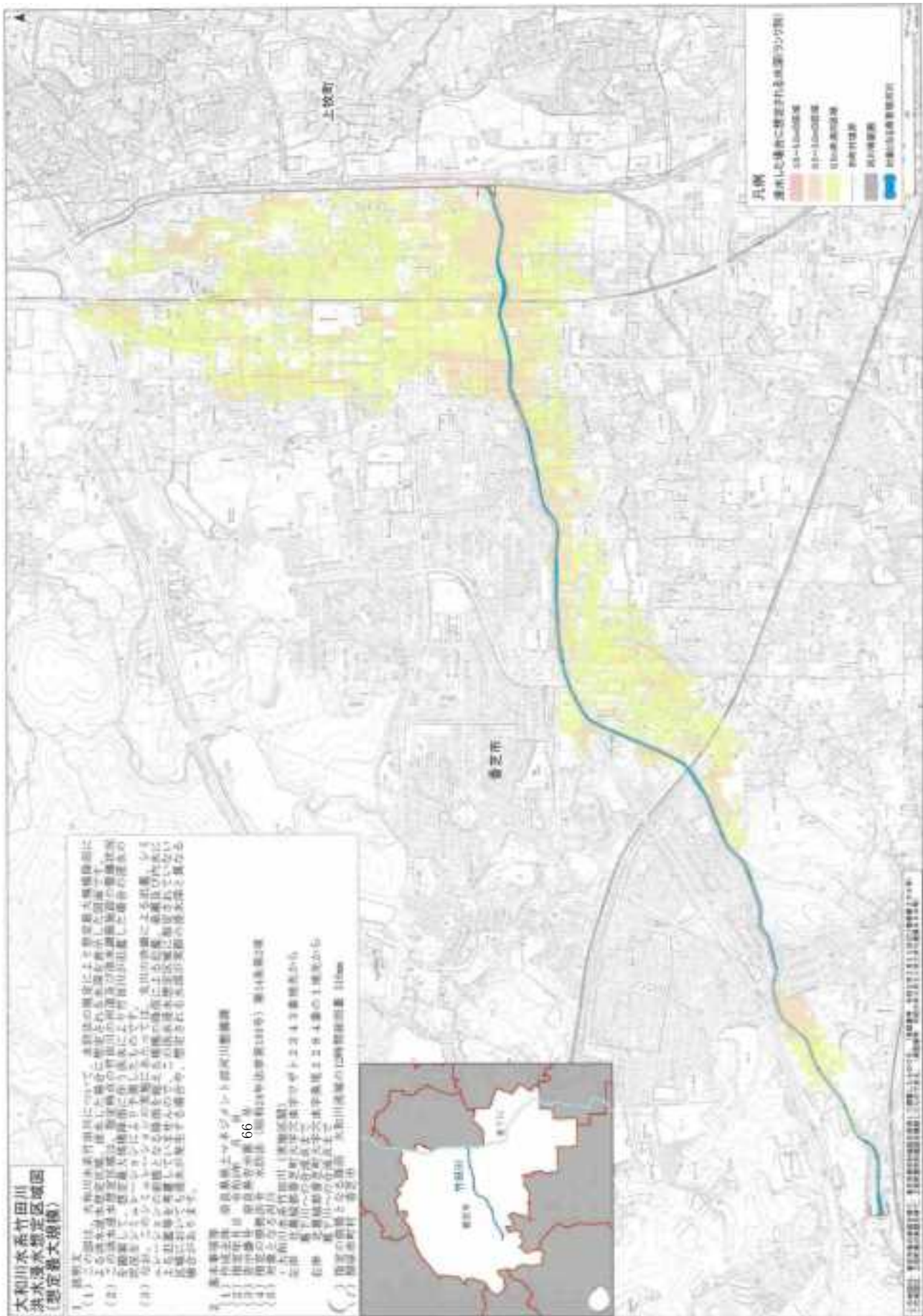
(2) 原川洪水浸水想定区域図



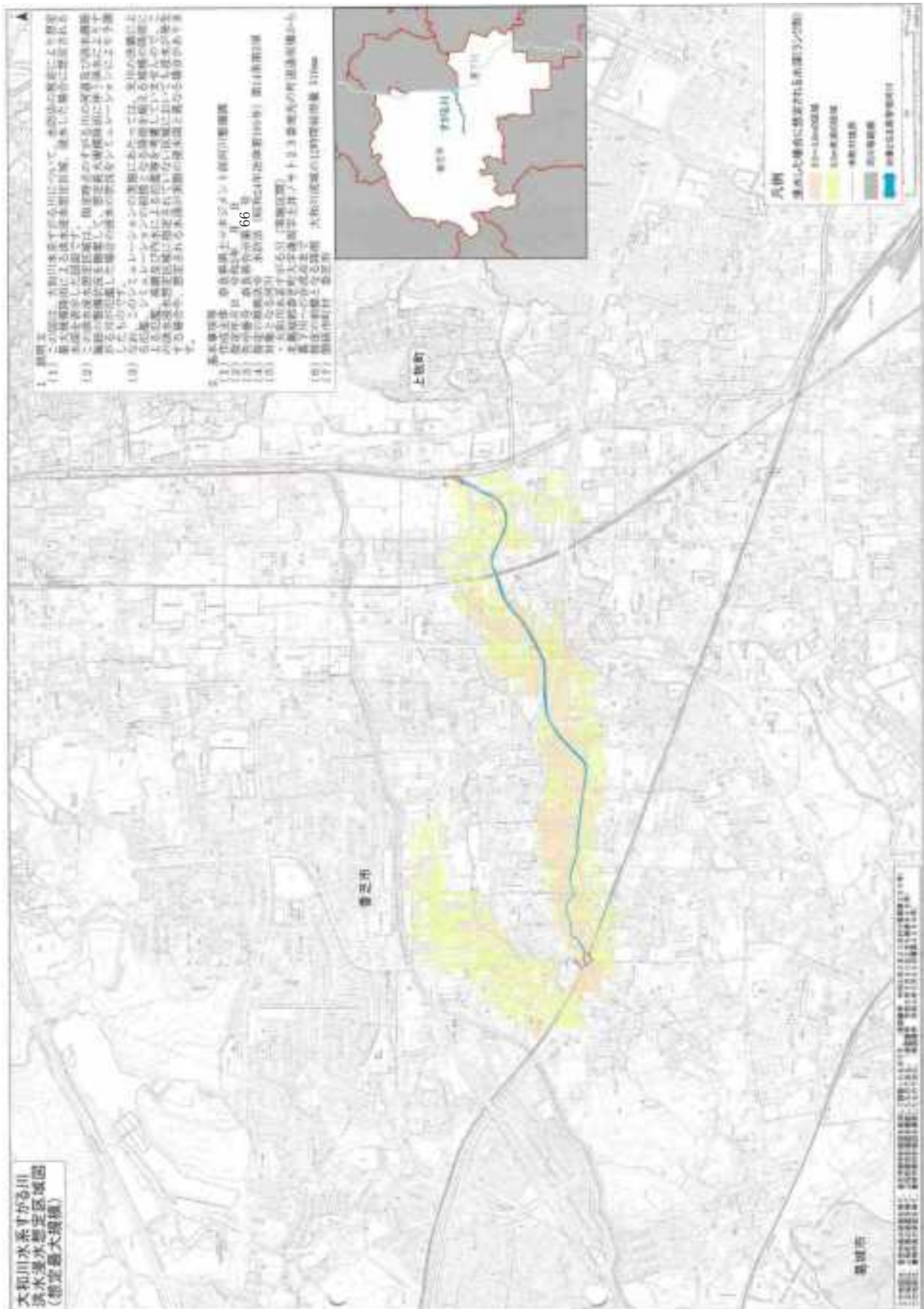
(3) 尼寺川洪水浸水想定区域図



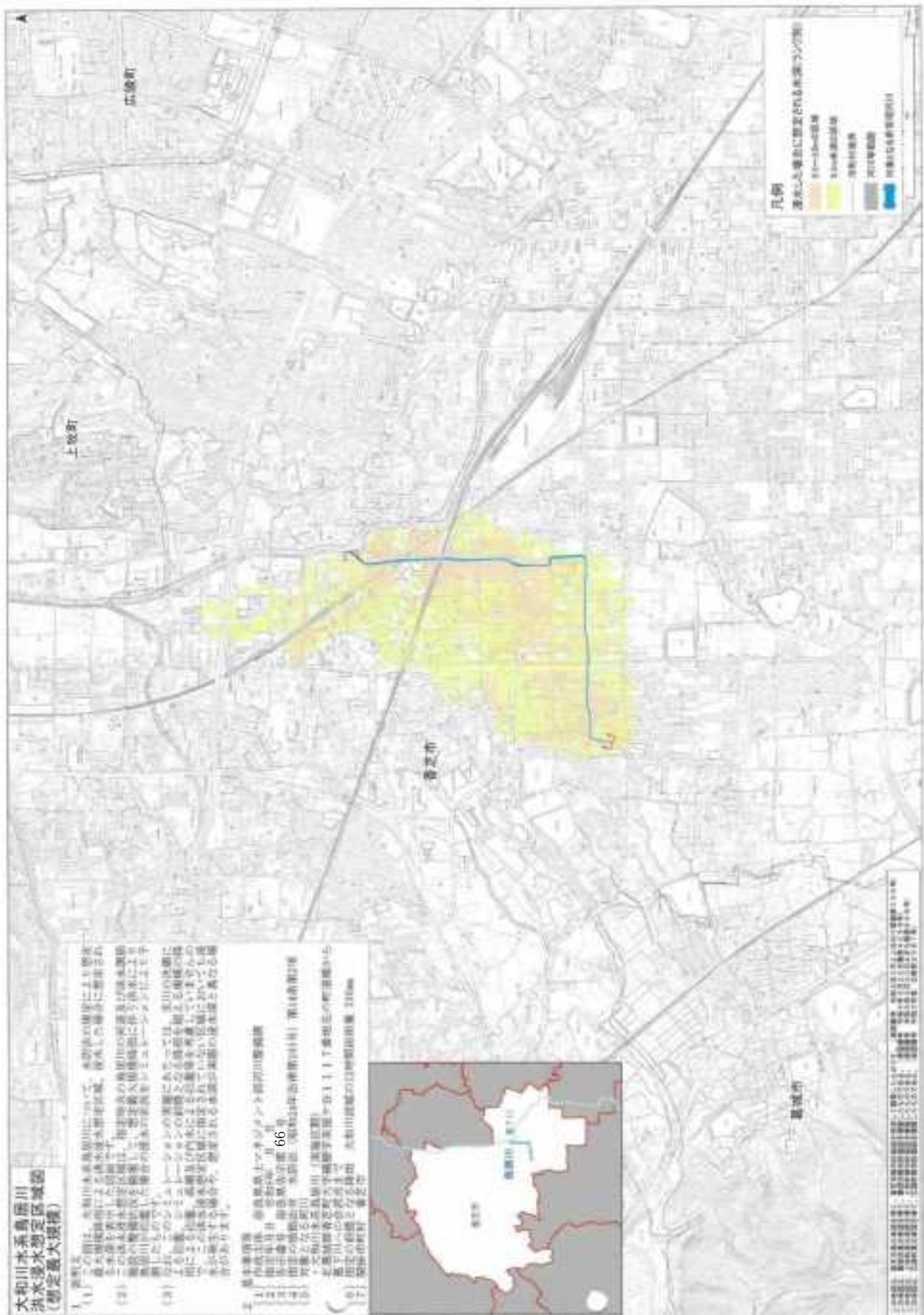
(5) 竹田川洪水浸水想定区域図



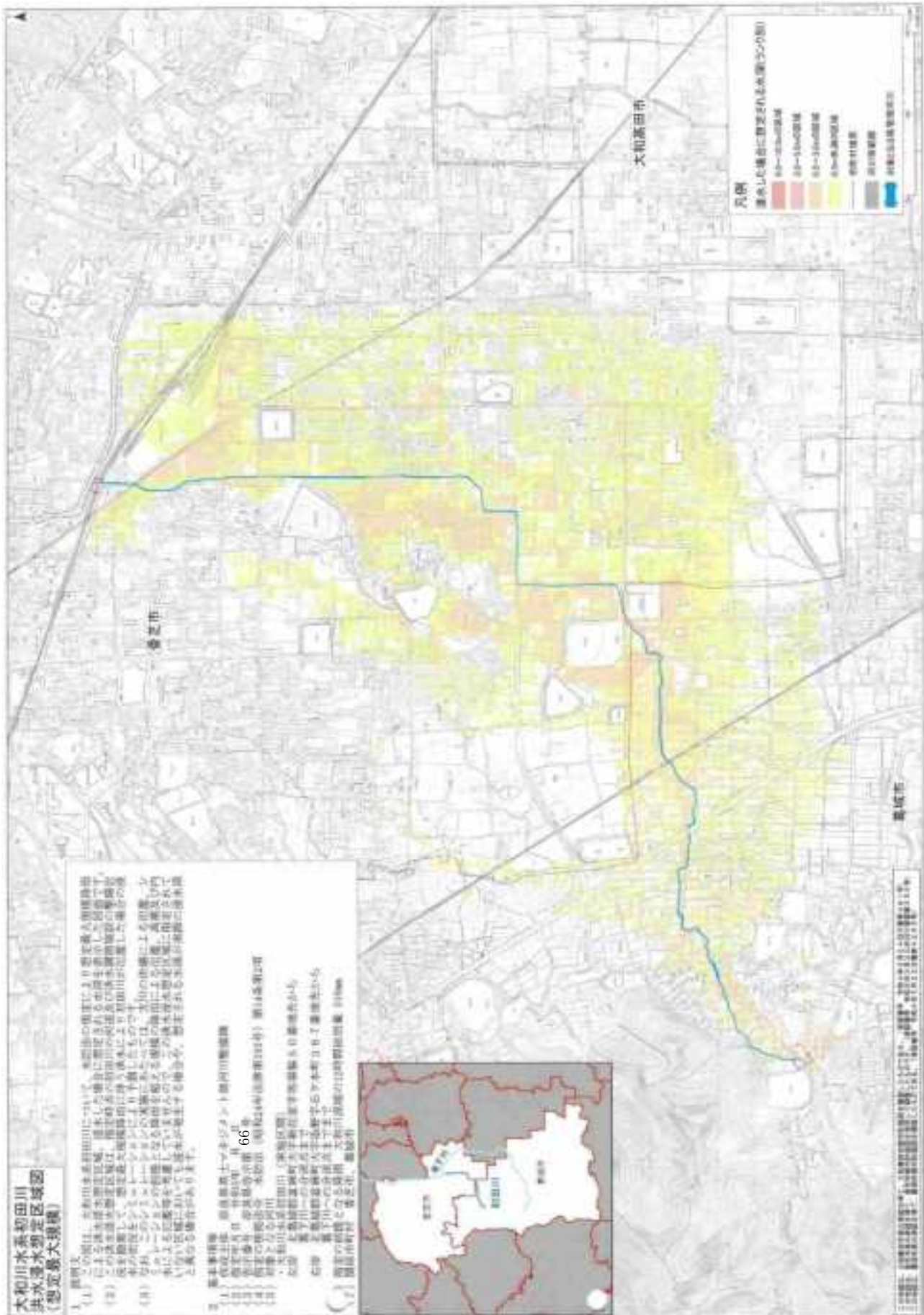
(6) すがる川洪水浸水想定区域図



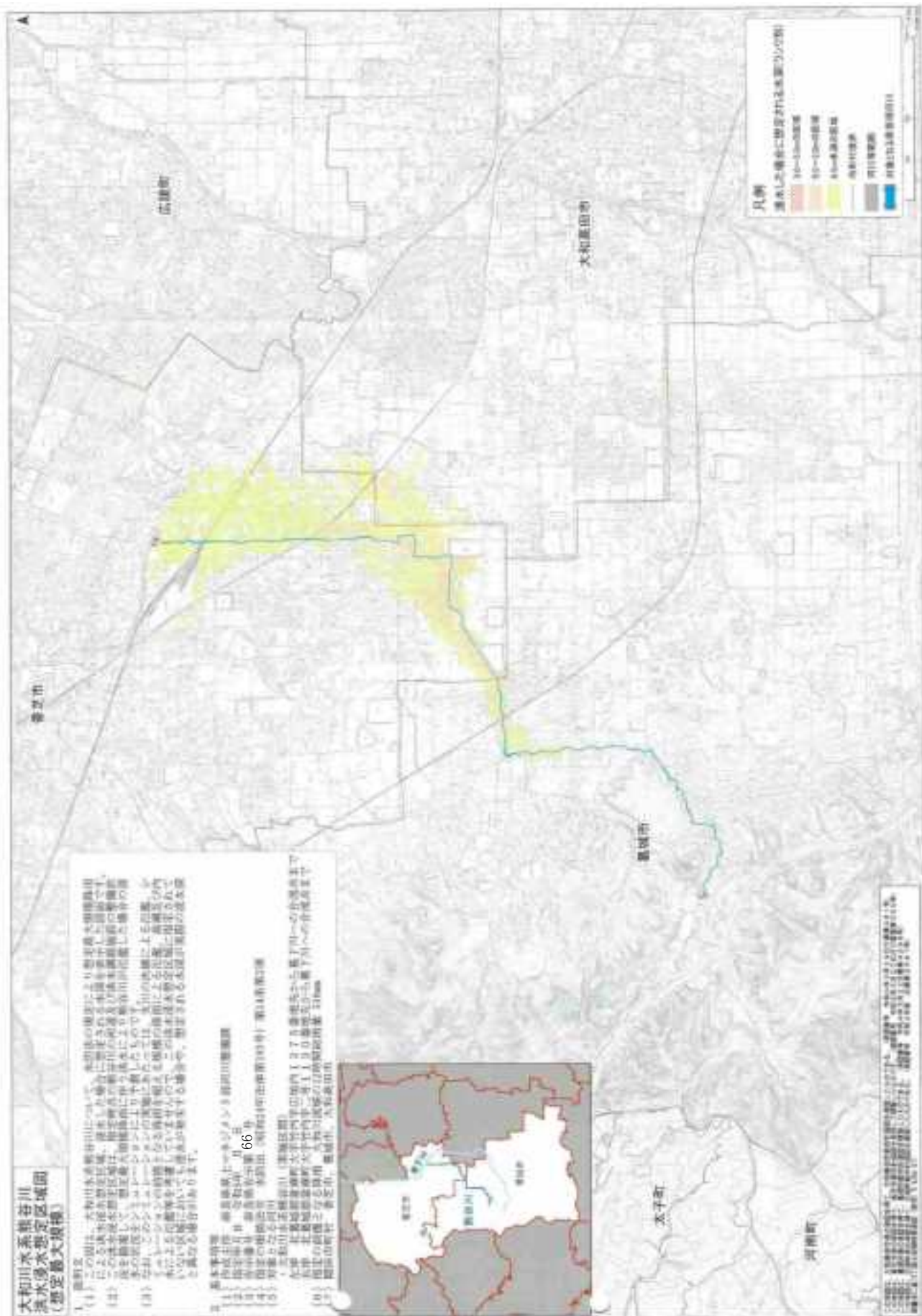
(7) 鳥居川洪水浸水想定区域図



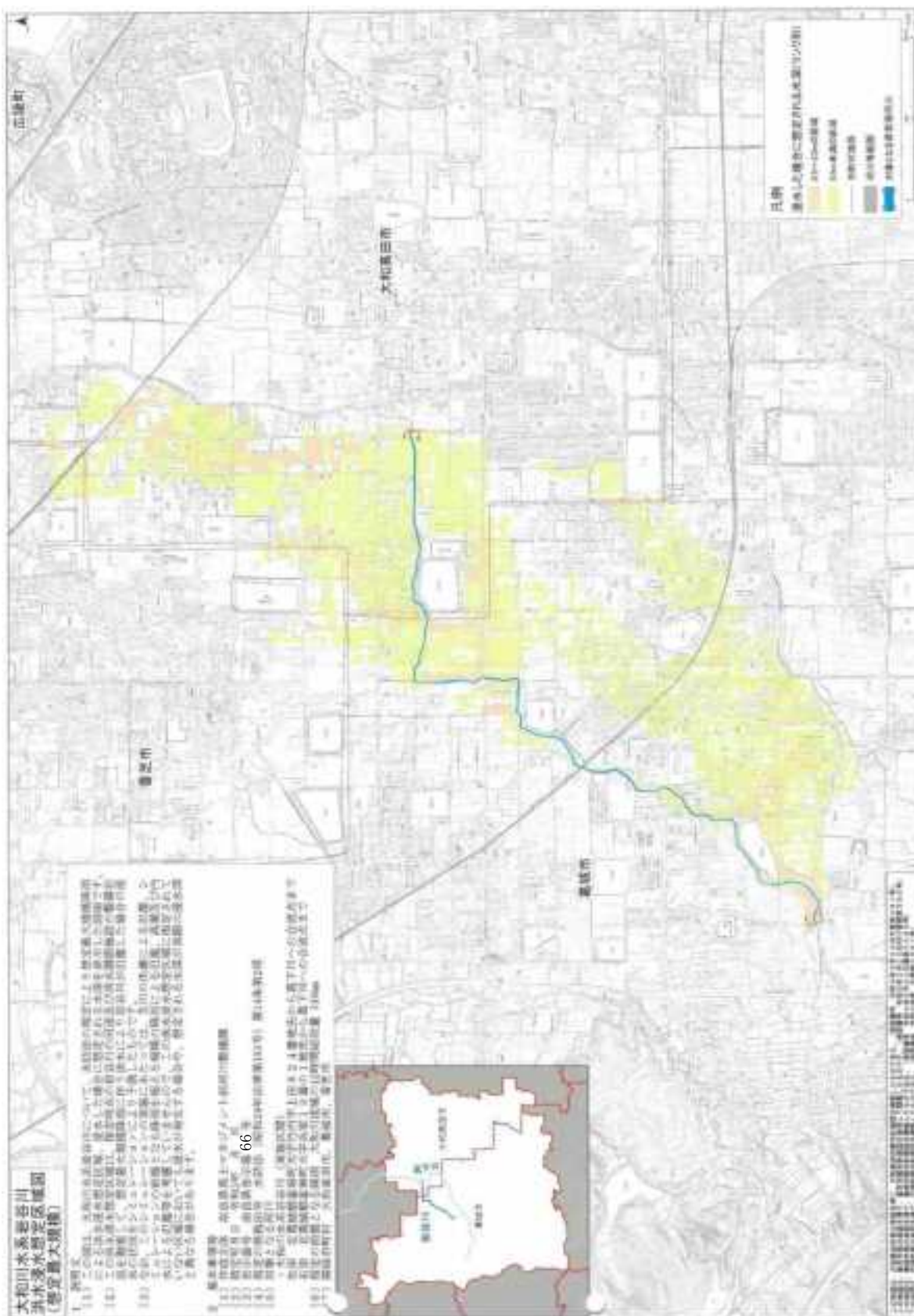
(8) 初田川洪水浸水想定区域図



(9) 熊谷川洪水浸水想定区域図



(11) 岩谷川洪水浸水想定区域図



12-2 土砂災害警戒区域

自然現象の種類【急傾斜地の崩壊】

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-001-急-Y 香芝市穴虫(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.13
香芝-穴虫-002-急-Y 香芝市穴虫(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.43
香芝-穴虫-003-急-Y 香芝市穴虫(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.71
香芝-穴虫-004-急-Y 香芝市穴虫(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・関屋	0.31
香芝-穴虫-005-急-Y 香芝市穴虫(005) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.21
香芝-穴虫-006-急-Y 香芝市穴虫(006) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.69
香芝-穴虫-007-急-Y 香芝市穴虫(007) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.45
香芝-穴虫-008-急-Y 香芝市穴虫(008) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.07
香芝-穴虫-009-急-Y 香芝市穴虫(009) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.39
香芝-穴虫-010-急-Y 香芝市穴虫(010) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・田尻	0.22
香芝-穴虫-011-急-Y 香芝市穴虫(011) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.11
香芝-穴虫-012-急-Y 香芝市穴虫(012) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.15
香芝-穴虫-013-急-Y 香芝市穴虫(013) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.05

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-014-急-Y 香芝市穴虫(014) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.12
香芝-穴虫-015-急-Y 香芝市穴虫(015) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.21
香芝-穴虫-016-急-Y 香芝市穴虫(016) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.89
香芝-穴虫-017-急-Y 香芝市穴虫(017) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.40
香芝-穴虫-018-急-Y 香芝市穴虫(018) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.50
香芝-穴虫-019-急-Y 香芝市穴虫(019) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.03
香芝-穴虫-020-急-Y 香芝市穴虫(020) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.02
香芝-穴虫-021-急-Y 香芝市穴虫(021) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.22
香芝-穴虫-022-急-Y 香芝市穴虫(022) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	0.13
香芝-穴虫-023-急-Y 香芝市穴虫(023) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.36
香芝-穴虫-024-急-Y 香芝市穴虫(024) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	3.87
香芝-穴虫-025-急-Y 香芝市穴虫(025) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	穴虫	1.50
香芝-関屋-001-急-Y 香芝市関屋(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋	0.25
香芝-関屋-002-急-Y 香芝市関屋(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋	0.18

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-関屋-003-急-Y 香芝市関屋(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋・田尻	0.65
香芝-平野-001-急-Y 香芝市平野(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野・白鳳台二丁目	0.23
香芝-平野-002-急-Y 香芝市平野(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野・白鳳台二丁目	0.24
香芝-平野-003-急-Y 香芝市平野(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	平野	0.04
香芝-関屋北-001-急-Y 香芝市関屋北(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・八丁目	0.40
香芝-関屋北-002-急-Y 香芝市関屋北(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目	0.78
香芝-関屋北-003-急-Y 香芝市関屋北(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・八丁目	0.46
香芝-関屋北-004-急-Y 香芝市関屋北(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	関屋北五丁目	0.11
香芝-下田東-001-急-Y 香芝市下田東(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	下田東四丁目 西真美一丁目	0.31
香芝-下田東-002-急-Y 香芝市下田東(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	下田東三丁目 西真美一丁目	1.26
香芝-尼寺-001-急-Y 香芝市尼寺(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	尼寺三丁目	0.05
香芝-白鳳台-001-急-Y 香芝市白鳳台(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	白鳳台一丁目 平野	0.17
香芝-上中-001-急-Y 香芝市上中(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.56
香芝-上中-002-急-Y 香芝市上中(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.53

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-上中-003-急-Y 香芝市上中(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	上中	0.07
香芝-田尻-大001-急-Y 香芝市田尻(大001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	1.93
香芝-田尻-002-急-Y 香芝市田尻(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.50
香芝-田尻-003-急-Y 香芝市田尻(003) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.07
香芝-田尻-004-急-Y 香芝市田尻(004) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	田尻	0.05
香芝-畑-001-急-Y 香芝市畑(001) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	0.23
香芝-畑-002-急-Y 香芝市畑(002) 急傾斜地崩壊警戒区域	香芝市	畑・畑七丁目	1.52

自然現象の種類【土石流】

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-尼寺-001-土-Y 香芝市尼寺(001) 土石流警戒区域	香芝市	尼寺・平野・今泉・王寺町畠田	5.55
香芝-尼寺-002-土-Y 香芝市尼寺(002) 土石流警戒区域	香芝市	尼寺・平野・ 今泉	2.01
香芝-関屋北-001-土-Y 香芝市関屋北(001) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	4.77
香芝-関屋北-002-土-Y 香芝市関屋北(002) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	5.27
香芝-関屋北-003-土-Y 香芝市関屋北(003) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 四丁目・八丁目	1.37
香芝-関屋北-004-土-Y 香芝市関屋北(004) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 三丁目・五丁目	3.30
香芝-関屋北-005-土-Y 香芝市関屋北(005) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北 五丁目・八丁目	2.31
香芝-関屋北-006-土-Y 香芝市関屋北(006) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北五丁目・六丁目・八丁目	6.89
香芝-関屋北-007-土-Y 香芝市関屋北(007) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	8.58
香芝-関屋北-008-土-Y 香芝市関屋北(008) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	2.61
香芝-関屋北-009-土-Y 香芝市関屋北(009) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.92
香芝-関屋北-010-土-Y 香芝市関屋北(010) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.28
香芝-関屋北-011-土-Y 香芝市関屋北(011) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北一丁目	3.52

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-関屋北-012-土-Y 香芝市関屋北(012) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北四丁目・八丁目	4.01
香芝-関屋北-013-土-Y 香芝市関屋北(013) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北四丁目・八丁目	3.34
香芝-関屋北-014-土-Y 香芝市関屋北(014) 土石流警戒区域	香芝市	関屋北七丁目・八丁目	1.44
香芝-穴虫-001-土-Y 香芝市穴虫(001) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.57
香芝-穴虫-大 002-土-Y 香芝市穴虫(大 002) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.15
香芝-穴虫-大 003-土-Y 香芝市穴虫(大 003) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.64
香芝-穴虫-004-土-Y 香芝市穴虫(004) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.18
香芝-穴虫-005-土-Y 香芝市穴虫(005) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	3.34
香芝-穴虫-006-土-Y 香芝市穴虫(006) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	0.83
香芝-穴虫-007-土-Y 香芝市穴虫(007) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	0.51
香芝-穴虫-008-土-Y 香芝市穴虫(008) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	1.36
香芝-穴虫-009-土-Y 香芝市穴虫(009) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.91
香芝-穴虫-010-土-Y 香芝市穴虫(010) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	3.06
香芝-穴虫-011-土-Y 香芝市穴虫(011) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫	2.77

区域番号 区域名称	市町村名	大字名 街区名	区域面積 (ha)
香芝-穴虫-012-土-Y 香芝市穴虫(012) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	2.36
香芝-穴虫-013-土-Y 香芝市穴虫(013) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・葛城市加守	1.02
香芝-穴虫-014-土-Y 香芝市穴虫(014) 土石流警戒区域	香芝市	穴虫・畑・葛城市加守	10.15
香芝-畑-001-土-Y 香芝市畑(001) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	2.37
香芝-畑-002-土-Y 香芝市畑(002) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	1.23
香芝-畑-003-土-Y 香芝市畑(003) 土石流警戒区域	香芝市	畑	0.14
香芝-畑-004-土-Y 香芝市畑(004) 土石流警戒区域	香芝市	畑・葛城市加守	7.24
香芝-田尻-大 001-土-Y 香芝市田尻(大 001) 土石流警戒区域	香芝市	田尻	1.26
香芝-平野-001-土-Y 香芝市平野(001) 土石流警戒区域	香芝市	平野・尼寺・王寺町明神	4.69
香芝-平野-002-土-Y 香芝市平野(002) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉・尼寺	1.54
香芝-平野-003-土-Y 香芝市平野(003) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉	1.80
香芝-平野-004-土-Y 香芝市平野(004) 土石流警戒区域	香芝市	平野・今泉	0.90
香芝-今泉-001-土-Y 香芝市今泉(001) 土石流警戒区域	香芝市	今泉	2.52
香芝-今泉-002-土-Y 香芝市今泉(002) 土石流警戒区域	香芝市	今泉	1.51

12-3 山地災害危険地区

(治山)

位置			面積又は 延長	予想される危険	保全対象		
郡市	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設	道路
香芝市	田尻	オカオノセ	4	山腹崩壊	18		国
香芝市	関屋	北8丁目	7	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	6	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	3	山腹崩壊			市
香芝市	関屋	北8丁目	4	山腹崩壊		3	市
香芝市	関屋	北8丁目	12	山腹崩壊	49		市
香芝市	今泉	瀧池	6	山腹崩壊		1	市
香芝市	穴虫	赤上平	2	山腹崩壊	2		市
香芝市	穴虫	郡ヶ池	6	山腹崩壊			市
香芝市	穴虫	立石	4	山腹崩壊	8	1	市
香芝市	穴虫	ゴボ山	5	山腹崩壊	111		市
香芝市	穴虫	ウエ山	1	山腹崩壊	30		市
香芝市	畑	堂ヶ谷	6	山腹崩壊	50		市
香芝市	今泉	大原	7	山腹崩壊	10		国
香芝市	関屋北	8丁目	800	崩壊土砂流出	10		市
香芝市	関屋北	8丁目 2	350	崩壊土砂流出	35	2	市
香芝市	関屋北	8丁目 3	500	崩壊土砂流出	9		市
香芝市	今泉	雲門寺	500	崩壊土砂流出	30		市
香芝市	今泉	滝ノ下	800	崩壊土砂流出	40		市
香芝市	田尻	刈込	1300	崩壊土砂流出	8	1	国
香芝市	穴虫	小車	800	崩壊土砂流出		1	県
香芝市	穴虫	小車 2	1200	崩壊土砂流出		1	市
香芝市	穴虫	東首	550	崩壊土砂流出		1	国

12-4 洪水浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧

【凡例】

洪水浸水想定区域：A：浸水深が0.5m未満、B：浸水深が0.5m～3.0m未満、C：浸水深が3.0m～5.0m未満、D：浸水深が5.0m～10.0m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域：●

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
通所介護	けいはんなデイサービスセン ター香芝	瓦口 43-1									A～B		B
通所介護	デイサービス縁	良福寺 609-1								A			
通所介護	デイサービスセンター すば る	鎌田 157-1									A～B		
通所介護	デイサービスセンター希	穴虫 1046-1					A～B						
通所介護	デイサービスまほろば	上中 116-1				A	A						
通所介護	リハビリデイサービス人楽ア シスト	上中 196-1					A						
通所介護	デイサービスセンターきらば し	高 163-1					A～B ●						
通所介護	デイサービスセンター和里 (にこり)香芝	鎌田 594									A～B ●		
通所介護	よいしょデイサービスセンタ ー	良福寺 263-1								A～B			

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
通所介護	リハビリデイサービスつながり	五位堂 2-582-1 フラント ビル表番館 1 号室								A	A		A
通所介護	介護老人保健施設 オーク ピア鹿芝	穴虫 885-1					●						
通所介護	介護老人保健施設 てんとう 虫	平野 23-1				B ●							
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム かしの木	良福寺 37-3								A			
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム すばる	鎌田 157-1									A~B		
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム てのひら	上中 50-7				A~B							
認知症対応型共同 生活介護施設	グループホーム希	穴虫 1673-7					A~B ●						
認知症対応型共同 生活介護施設	ホームケアー香芝	五位堂 6-220-1									A		A
認知症対応型共同 生活介護施設	愛の家グループホーム 香芝	五位堂 1-341-1								A~B			
認知症対応型共同 生活介護施設	大和園すみれ野	すみれ野 1-13-3											A
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム すばる	鎌田 157-1									A~B		
介護老人福祉施設	和里(にこり)香芝	鎌田 594									A~B ●		

[illegible]

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
幼稚園	五位堂幼稚園	五位堂 2 丁目 345 番地 I								A	A		
幼稚園	三和幼稚園	良福寺 666 番地								A~B			
児童福祉施設	五位堂保育所	五位堂 3 丁目 464 番地 I									A~B ●		A~B
児童福祉施設	みつわ保育所	良福寺 419 番地								A~B			
児童福祉施設	認定こども園鎌田幼稚園	鎌田 364 番地 I								A			
放課後児童健全育 成事業施設	志都美学童保育所	今泉 363				B							
児童福祉施設	志都美こども園	今泉 382				A~B							
児童福祉施設	志都美せいかナーサリー	上中 2012 番地				A	A						
放課後児童健全育 成事業施設	放課後児童クラブみのり	上中 785-3					A~B						
放課後児童健全育 成事業施設	下田学童保育所	北今市 5-631-5						A~B ●					
放課後児童健全育 成事業施設	SEIKA after school	北今市 5-518-1						A~B ●					
放課後児童健全育 成事業施設	下田学童保育所 (下田地区公民館)	下田西 1-1-20							A~B				

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
児童福祉施設	アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	磯壁 3-53-1							A				
児童福祉施設	ハルナ保育園 五位堂分園	瓦口 2309-1 IBグランド 102 号室									A		A~B
放課後児童健全育 成事業施設	三和学童保育所	良福寺 665-2								A~B			
放課後児童健全育 成事業施設	五位堂学童保育所	五位堂 2-300-1								A	A		
放課後児童健全育 成事業施設	五位堂学童保育所 (五位堂公民館)	五位堂 4-257-1									A~B		A
児童福祉施設	いろは保育園	五位堂 3-441-1									A~B		A~B
放課後児童健全育 成事業施設	鎌田学童保育所	鎌田 370								A			
児童福祉施設	アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	鎌田 366-1								A			
児童福祉施設	ハルナ保育園	鎌田 281-1								A	A~B		
障がい者支援施設	ショートステイ和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい者支援施設	就労支援和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい者支援施設	生活介護和愛	白鳳台 1 丁目 20 番の 5			●								
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	コペルプラス志都美教室	今泉 439-1 今泉事務 所 102 号室				B							

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
障がい者支援施設	ワークサポートセンター今人	今泉 451				A～B							
障がい者支援施設	ヘルパーステーション・田中	今泉 451 番地				A～B							
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	放課後等デイサービスまほ ろば	上中 116-1				A	A						
障がい者支援施設	まほろば訪問介護センター	上中 116-1				A	A						
障がい者支援施設	いむらケアタクシー	旭ヶ丘 1-26-1					A						
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	FLOW香芝	旭ヶ丘一丁目 26 番地の 1 井村ビル 2 階					A						
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	放課後等デイサービス まほ ろば Plus	穴虫 1056-1					A～B	A～B					
障がい者支援施設	もーる事業所	北今市 1-103-1						A ●					
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	児童発達支援てんしんらん まん	下田西 1-10-28							A～B				
障がい者支援施設	あっとほーむ香芝	下田東 1-317-2 メゾン 下田 105							A				
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	Kids フューチャー	磯壁 2 丁目 1071 番地 1-A							A				

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	アートチャイルドケアSEDス クール奈良香芝	磯壁三丁目 53 番 1 号 2 階							A				
障がい者支援施設	こはる	磯壁 3 丁目 105 番 20 号							A～B				
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	ぷらいまりステップ	瓦口 2167-2 ロール五位 堂駅前 102 号室									A		A～B
障がい者支援施設	1010寧楽	瓦口 2193-102 号									A		A
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	コペルプラス五位堂教室	瓦口 2288 セイビル 1 階 A 号室									A		A～B
障がい児通所支援 事業の用に供する 施設	リハビリ発達支援ルームUT キッズ香芝	磯壁 6 丁目 462-14								A～B			
障がい者支援施設	ケアセンターMP	五位堂 3 丁目 454 番地 2									A		A
障がい者支援施設	さら紗ヘルパーステーション	五位堂 4 丁目 407 番地 1									A		A～B
障がい者支援施設	就労継続支援事業所バンビ Ⅲ	五位堂 5-116-1 マグノ ・ブリス A-1 号A-2号D-1 号F-2 号								A～B			
障がい者支援施設	訪問介護ものがたり	鎌田 358-3 グレイオイン タル C202								A～B			
障がい者支援施設	株式会社介護やオンリーワ ン	鎌田 362-1								A～B			
障がい者支援施設	介護サービスえん	鎌田 362-1								A～B			

施設 区分	施設名	住所	洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域										
			原 川	滝 川	尼 寺 川	平 野 川	竹 田 川	す が る 川	鳥 居 川	初 田 川	熊 谷 川	岩 谷 川	葛 下 川
小学校	五位堂小学校	五位堂二丁目 300 番地の 1								A～B	A～B ●		
小学校	志都美小学校	今泉 104 番地の 1				A～B							
小学校	三和小学校	良福寺 665 番地の 2								A～B			
小学校	鎌田小学校	鎌田 370 番地								A～B			
病院	香芝旭ヶ丘病院	上中 839					A～B ●						

12-5 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設名	住所
児童福祉施設	あけぼの・幼保学院	関屋北 5-8-3
児童福祉施設	あけぼの・幼保学院「ゆめふうせん」	関屋北5-8-3
児童福祉施設	太陽と森の児童館	関屋北5-8-3
病院	関屋病院	関屋北5丁目11-1
幼稚園	関屋幼稚園	関屋北5丁目6番4号
小学校	関屋小学校	関屋北5丁目7番1号
障害者支援施設	大和園白鳳	尼寺594-2
通所介護	特別養護老人ホーム 大和園白鳳	尼寺594-2
介護利用型軽費老人ホーム	ケアハウス ナサパーク	尼寺594-2
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 大和園白鳳	尼寺594-2

参考

1. 香芝市防災会議条例

○香芝市防災会議条例

昭和37年11月12日

条例第13号

改正 昭和40年10月6日条例第18号

昭和60年12月23日条例第18号

平成7年12月26日条例第21号

平成9年12月25日条例第20号

平成12年3月23日条例第1号

平成18年9月28日条例第27号

平成24年9月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、香芝市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香芝市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平12条例1・平18条例27・平24条例15・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者

- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 議会議長
- (6) 教育長
- (7) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから市長が任命する者
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、15人以上、2人、8人以上及び7人以上とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例20・平24条例15・平26条例2・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和40年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則(昭和60年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の香芝市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により新たに任命する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第18号で平成26年4月1日から施行)

2. 香芝市災害対策本部条例

○香芝市災害対策本部条例

昭和37年11月12日

条例第14号

改正 平成8年3月28日条例第1号

平成24年9月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、香芝市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例15・一部改正)

(組織及び職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3. 災害対策基本法(抄)

災害対策基本法(抄)

(昭和36年法律第223号)

最終改正: 令和4年法律第 68 号

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局(第八十二条第一項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げ

る機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 ニ以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 ニ以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定める

ところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合

について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退

き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害

救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事による応急措置の代行）

第七十三条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（災害時における交通の規制等）

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の二 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該

車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- 3 前二項の規定による駐車については、道路交通法第三章第九節及び第七十五条の八の規定は、適用しない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- 5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - 3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
 - 4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。
 - 5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。
 - 6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若し

くは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。）をいう。
- 3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。）が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）をいう。第七十六条の六において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。
- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。）の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第四項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

第七十六条の五 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（立入りの要件）

第八十三条 第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。